法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-16

高島炭坑における納屋制度の解体過程 : 明治期高島炭坑の労務管理近代化過程の分析(下)

MURAKUSHI, Nisaburo / 村串, 仁三郎

(出版者 / Publisher)
法政大学経済学部学会
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
経済志林 / The Hosei University Economic Review
(巻 / Volume)
42
(号 / Number)
1
(開始ページ / Start Page)
1
(終了ページ / End Page)
66
(発行年 / Year)
1974-03-20
(URL)
https://doi.org/10.15002/00008347

高島炭坑における納屋制度の解体過程

——明治期高島炭坑の労務管理近代化過程の分析（下）——

村串仁三郎

目　次

はしがき
第一節　高島炭坑における納屋制度の廃止の必然性
第二節　高島炭坑における納屋制度廃止の条件
第三節　高島炭坑における納屋制度の消滅過程
あとがき

はしがき

本稿は、すでに発表してある二論文、「高島炭坑における納屋制度の成立過程」と「明治中期高島炭坑における納屋制度の構造」[1]の続きをなすもので、本来ならば二論文の掲載された『法経論集』（法政大学短期大学部紀要）

に発表すべきものであるが、諸般の事情で最後の論文だけ本誌に発表することになった。本稿は独立論文ではなく、二論文の続きで、高島炭坑における納屋制度の成立、展開、解体の史的分析の最後の部分を論じたものであり、前二論文を読んでいない読者は、予め前二論文を読んだうえで本論文を読まれることを希望しておきたい。尚本稿の副題は「明治期高島炭坑の労務管理近代化過程の分析」となっているが、これも事情があって不適当ながらつけたもので、高島炭坑の納屋制度の歴史的過程の分析を試みた本論は、けっして労務管理史という範疇では包括できないのであって、本来は「明治期高島炭坑の労資関係近代化過程の分析」とすべきものなので、御了解願いたい。

（1）『商経論集』第六号、第七号掲載。

第一節　高島炭坑における納屋制度の廃止の必然性

(1)　高島炭坑における納屋制度廃止の時期とその原因

わが国石炭業において納屋制度が廃止される時期は、必ずしも一定時期に集中しているわけではない。何故ならば、個々の炭坑における納屋制度の存立条件は、地域ごと企業ごとに種々異なっているからである。納屋制度の存立条件の主な契機をなす炭坑の採炭機構、および経営体制、更に労働市場の構造が、北海道、常磐、九州の地方ごと、あるいは炭坑の規模ごとに、かなり違っているからである。一炭坑における納屋制度の廃止の仕方でも、それを一挙に廃止してしまうもの、除々に解消していくもの、一部残しておくもの、等々多様である。しかも納屋制度の廃止を論じる場合には、明らかに納屋制度についての概念規定が前提されており、ある人にとっては廃止されていると思われたものが、他の人によってはまだ存続しているものと主張されることがあり、納屋制度の廃止と一言でいってもきわめて複雑な問題である。

したがって、私は、納屋制度の個別炭坑での研究が進んでいない現段階では、わが国の納屋制度が全体として何時頃廃止されたか[1]について、意見[2]を述べようとは思わない。

さて高島炭坑における納屋制度は、何時頃廃止されたかといえば、すでに指摘しておいたように、明治三〇年七月のことである。『三菱社誌』によれば、明治三〇年七月一三日付で「高島炭坑納屋制度ヲ廃止シ坑夫ノ取扱向ヲ改正ス[3]」とある。更に同誌は、同月二六日付で「高島炭坑納屋制度ヲ廃止シ坑夫ノ直轄トシ其他坑夫取扱方ニ付テ変改スル所多シ[4]」と記している。

この資料の示すように、明治三〇年をもって、三菱財閥の形成期のドル箱であった高島炭坑の坑夫の支配・統括機構としての歴史的な使命をもった納屋制度は、ほぼ完全に消滅するのである。ここで完全にというのは、私の規定するような意味での納屋制度が、明治三〇年七月をもってほぼ全面的に消滅し、他の炭坑にみられるように名目上だけの納屋制度の廃止ではなく、実質的な廃止であり、残っているとすれば、せいぜい納屋制度の残映にしかすぎない[5]、ということである。

すでに指摘したように私は、「納屋制度とは、資本制的炭砿経営における採炭様式の手労働性と分散性と労働力の不足を理由として、資本への労働力の実質的包摂が不十分であるために、炭砿資本が、資本の指揮（労働の管理・監督）と労働力の供給（募集）を請負人に請負せ、かつ労働者を、請負人又は資本の住居に住ませ、請負人の支配のもとに労働者を炭鉱に緊縛し資本に労働力の供給を保障させるための資本制的制度なのである[6]」と規定した。そして、「請負採炭を基軸とした納屋制度」を仮りに前期納屋制度、採炭請負を伴わないで「労働の指揮の請負を基軸とする」納屋制度を「後期納屋制度[7]」と呼んでおいた。更にいえば、納屋制度の「基本機能」たる「労働の指揮、納屋経営、坑夫募集」の請負をすべてそなえている場合が「本来形態[8]」である、とも指摘しておいた。したがって、

高島炭坑における納屋制度の廃止とは、納屋頭による労働の指揮、納屋経営、坑夫募集の統一的な請負制が廃止され、それぞれの機能が直接資本の機能として遂行されるようになるということにほかならない。それは同時に、債務を根拠とする坑夫の炭坑への緊縛と強制労働、強圧的労務管理の体制が崩壊するということにほかならない。

では高島炭坑における納屋制度は、いかなる理由で廃止されるようになったのであろうか。これが本稿のテーマであるが、まずさきに結論をのべておこう。

高島炭坑における納屋制度の廃止は、納屋制度が明治二〇年代末に至って資本にとって著しい桎梏と化し、その存続がもはや資本の利益ではなくなったことに起因している。納屋制度が資本の桎梏となったということは、明治二一年の納屋制度の改革以後、相対的独自性を制限され資本への従属を強めた納屋頭が、それ故に逆に納屋制度の独自的強化をはかり、労働者と納屋頭との、ひいては労働者と資本との対立、闘争を激化させ、納屋制度を通じての資本による労働者の管理、支配に不徹底を招き、その結果労働生産性の著しい低下を惹起し、納屋制度は、もはや資本にとって必要かつ有益なものではなくなった、ということである。

しかも、明治三〇年には、一方では、炭坑労働市場が確立することによって、賃金、労働条件の一定の改善をもってすれば労働者の募集確保が容易化してきており、他方では、大炭坑である高島炭坑においては、資本の力が強大であり、十数年にわたる炭坑経営の経験は労働の手労働性、分散性の残存にかかわらず、資本による労働者の直接的な管理支配能力を蓄積し、もはや納屋制度を通じて、労働の指揮、労働者の募集、生活管理をする必要はなくなった。こうした納屋制度廃止の条件の成熟のもとで、資本は、納屋制度下の炭坑経営で生みだされた諸矛盾を除去するために、その原因となった納屋制度を廃止したのである。

以下、この点を分析しよう。

(1)　わが国石炭業における納屋制度の崩壊過程について一般的に述べたものに、隅谷三喜男「納屋制度の成立と崩壊」(『思想』一九六〇年八月号)があり、およその問題点が提出されているが、必ずしも個々の納屋制度の崩壊過程の実証的分析をふまえているとはいえないので、十分説得的とはいえない。

(2)　しかしわが国の納屋制度の廃止状況をあえて概観すれば、明治三〇年代頃から主として古い大炭坑で納屋制度の廃止が始まり、明治末年から大正初期には、大炭坑では大方廃止が進み、中小炭坑でも大正末期から昭和初期には廃止された。しかし納屋制度廃止後にも、それは一部には実質的に残存したり、形骸が残存したりした。かくて、納屋制度の廃止の原因を一般的に説くことが非常に困難であることがわかる。

(3)　『三菱社誌』明治三〇年度、一九〇頁。

(4)　同上、一九〇頁。

(5)　高島炭坑の納屋制度について研究をしている大山敬太郎氏は、納屋制度の本質を親方制度という点にみることによって高島炭坑において、明治三〇年の納屋制度廃止後にも、納屋制度の復活ないし残存を強く主張しているが、後にみるようにそれは誤りである。

(6)　拙稿第一論文『商経論集』第六号、五五頁。

(7)　同上、六三頁。

(8)　同上、五六頁。

(2)　納屋制度のもとでの炭礦経営の矛盾激化と矛盾の克服

(イ)　納屋制度のもとでの炭砿経営の矛盾激化

明治二一年に雑誌『日本人』において論難された高島炭坑における坑夫虐待問題[1]は、納屋制度のもとでの労資関係に基因していたことは明らかである。したがって、一方では世論は納屋制度の批判へと向い、廃止要求[2]や改良策[3]の提案となり、他方では、坑夫虐待の社会問題化を奇貨として坑夫による納屋制度への攻撃[4]が起こることになった。しかし三菱炭砿社当局は、世論と坑夫の圧力に屈して納屋制度を廃止することなく、若干の改良をほどこすことに

よって、納屋制度を存続させることにした。

炭砿資本側が納屋制度をこの時点で廃止しなかったのは、高島炭坑の経営のためにまだ納屋制度の存在が必要だったからであり、逆にいえば、当時まだ資本と納屋制度の矛盾がそれほど著しくなく、また納屋制度を廃止しうる条件も備わっていなかったからである、と思われる。

ところが、明治三〇年頃に至って、一方では納屋制度の矛盾が激化し、資本にとって納屋制度の存在が桎梏化すると同時に、他方では、そうした矛盾を解消するために納屋制度を廃止する条件が熟してくる。かくして明治三〇年についに納屋制度は廃止されることになる。そこで私は、まず第一に、明治三〇年に至る納屋制度が如何なる矛盾を内包するようになるかを明らかにしたい。

高島炭坑における納屋制度の矛盾、本質的には納屋制度のもとでの炭坑経営の矛盾は、生産力の低下特に労働生産性の低下、その集中的表現として出炭高の絶対的低下傾向として現象した。第一図で明確にわかるように、高島炭坑における出炭高は、坑夫虐待問題が起きた明治二一年以降絶対的に低下し、納屋制度が廃止される明治三〇年まで約一〇年間に半減している。一方明治一四年の三菱による高島炭坑の買収以来、坑夫虐待問題発生まで出炭は漸増していたのである。更に納屋制度廃止後、納屋制度の矛盾を除去するや、出炭は上昇に向っている。

明治二一年以来三〇年に至る出炭高の絶対的低下の原因は、主として労働生産性の低下であったように思われる。この一〇年間の採炭機構をみると、特に出炭を激減させるような事故はみられない。明治二二年には、字中山、百万の二ケ所に横坑を開坑しており、同二三年に第二坑と二五年に第一坑が廃止されているが、二三年に近くの端島炭坑を買収し、高島炭坑に合併し、そこに二六年、二七年に二つの横坑を開いている。なにより、高島炭坑に関する当時の資料で減炭の理由が採炭手段にあるとの指示が皆無である。[5] 生産力の中心である二一年から三〇年の間の

第一図　高島炭坑出炭高変動

※ 前出出炭高表より作成

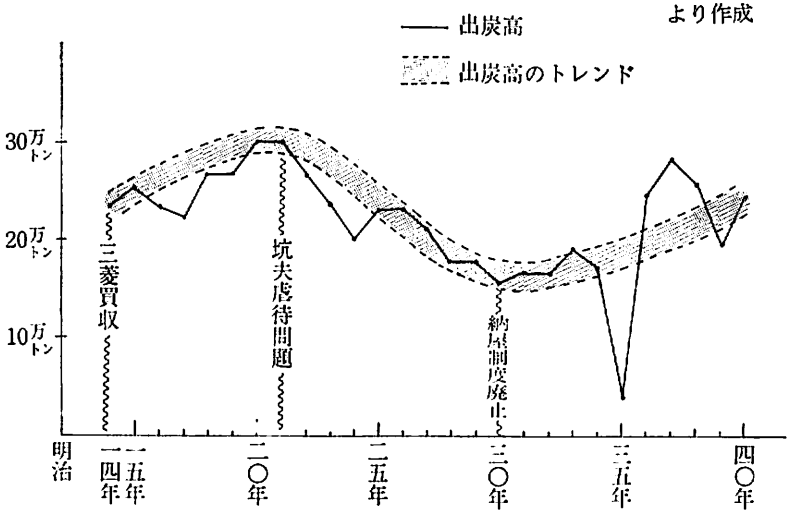

労働力数は、残念ながら不明であるが、二一年後の納屋制度下で坑夫数がそれほど減少したとは思えない。それは後にみるように、炭坑当局の納屋制度廃止の理由のなかに、納屋制度の下で坑夫が集められないで生産力が低下したという趣旨がないからである。したがって私は、出炭高の絶対的な低下は、もっぱら労働生産性の低下に原因があったと考えている。

こうした事態を炭砿資本はどのように把えただろうか。炭砿当局が納屋制度廃止の理由を述べた「改革の趣旨」という資料は、納屋制度の矛盾を次のように把握している。「当炭坑々夫ハ従来納屋頭ノ請負ニ属シ炭坑ト直接ノ関係ヲ有セザリシヲ以テ本社ノ趣旨往々貫徹セサル等不便ヲ感スル事少ナカラズ加エ当時ノ状況タルヤ坑夫ハ唯自己ノ債務ノ為メニ労役シ蓄財ノ思想ニ乏シク遊逸具ニ事トシ不知不識ノ間終ニ一種ノ弊風ニ流ルヽノ観ナキニ非ラズ蓋シ其ノ組織タル方今社会ノ進運ト相伴ハザルモノアッテ存ス茲ニ当炭坑ハ之ヲ黙々ニ附スルノ不利ナルヲ認メ断然納屋頭請負ノ制

ヲ廃止シ坑夫ニ係ル諸般ノ事ハ炭坑直接ニ之ヲ処理スル事トセリ」[6]。

すなわちこの文書によると、納屋制度のもとでの炭坑経営の矛盾が、納屋制度を通じての労働の指揮、管理が不徹底となり、資本の意図が十分に貫徹しなくなっていることにあることがわかる。では納屋制度を通じての労働の指揮がどうして著しい生産力の低下、労働生産性の低下を惹起することになったのであろうか。この点を簡単に分析しておきたい。

納屋頭による労働の指揮が資本の意志を十分に貫徹しなくなる原因は、明治二一年の納屋制度の改革によって生みだされる。したがって納屋制度の改革こそ、生産力の低下、労働生産性の低下の契機であり、現に出炭高は二一年から絶対的に減少しているのである。

ところで明治二一年の納屋制度の改革は、すでに論じてあるように[7]、後期の納屋制度の本質にはなんら手を下すものではなく、つまり納屋制度の基本的機能を維持しつつ、納屋制度の相対的独自性を制限し、資本による納屋制度の掌握力を強めつつ、納屋頭による坑夫の取扱を全体として改善することを目指すものであった。しかし、この改革が文字通り実現すれば問題はないが、この改革の実施は納屋制度の矛盾、資本と納屋制度との矛盾を激化させることになった。

納屋制度の改革は、改革前に納屋頭の所得として「坑夫賃銀の内より手数料として六分引き去り、又無名称にて一割を引き去」ることが認められていたのを、「無名称」の一割の中間搾取を禁止[8]した。そのため納屋頭の収入[9]は、この点では半減を余儀なくされた。それに先立って納屋頭は、改革が自分達に不利になることを予知して、一部の坑夫を煽動して反坑を試みるが、炭砿資本の力の前には力及ばず、容易に資本の説諭に応ずることになる[10]。

さてこの納屋頭の収入制限は、二つの事態を必然化する。一つは、納屋頭の唯一合法的収入源が、今や坑内への

労働者の繰込み総人員にかかってくることから、納屋頭は、人繰、小頭を通じて、強引な坑夫の坑内繰込み、強圧的な採炭労働を強いるようになるということである。こうして、納屋制度の改革は、旧来の強制労働、暴力的な労働の指揮を強化していったと思われる。二つめは、坑夫の手数料の引下げが、納屋頭の収入源を、他の面ですなわち納屋経営での収入増で補おうとする衝動を強め、そこで、賄の劣悪化、料金の不当引上げ、日用品その他の価格引上げ、賭博の普及、寺銭の略取、等々による収入増をはかることを必然化するということである。しかもこのことが、坑夫の債務を長期かつ大量にし、強制労働を強いる経済的根拠を拡大することになる。

こうした事態を証明してみよう。債務労働の強化については、先の「改革の趣旨」が「当時ノ状況タルヤ坑夫ハ唯自己ノ債務ノ為メニ労役シ」云々と指摘しているとおりである。また納屋頭による納屋経営での不当なる中間搾取については、納屋制度廃止真近に起こった坑夫の納屋頭への闘争をみるとわかる。たとえば明治二七年に「端島炭坑ニ於テ納屋賄方ニ不取締ノコトアリト称シ、三月十三日ヨリ同二十四日ニ亘リ坑夫数十名暴行シ、帳方ヲ殴打シ納屋内諸建具及器物ヲ破壊シ、尚進デ巡査交番所及駐在所ノ窓硝子ヲ破壊ス。二十四日午後二十余名ノ警官出張シ主謀者ト認ムルノ三九九名ヲ逮捕鎮定セシム」[11]という事件がそうである。このほか明治三〇年六月にも「高島炭坑坑夫七〇〇名は納屋頭が物価騰貴を理由に食費を増徴したので三一日夜暴行、就業拒否。巡査派遣鎮圧、巡査引上げ後再暴動し、首謀者一八名拘引、四日鎮静」[12]している。更に三〇年七月一一日「高島炭坑坑夫三五〇名は納屋販売の煙草高価（十〇銭が十二銭）のため入坑拒否し挙動不穏。十三日就業」[13]したともいわれている。

こうした納屋制度の独自的強化[14]は、労働者の納屋頭への反抗、ひいては資本への反抗を強化し、なにより労働意欲の減退、労働生産性の低下を招かざるをえなかった。

すでにみた納屋頭への反抗だけでなく、明治三〇年近くになって坑夫の資本への闘争も激化しており、たとえば、

三〇年四月に「端島炭坑々夫七百余名十三日夜ヨリ同盟罷業ヲ為ス、罷業ノ原因ハ坑夫ノ人数ニ比シ切羽減ジタルニヨリ賃金ノ減少シタル故ト推察スルモ、其口実トスル所ハワキ水ノ為坑内危険ナルヨリ入坑スル能ハズト云フニアリ、四月二十一日一部入坑者ヲ見、二十四日大半入坑落着ニ近ク」[15]云々という資料がみられる。

こうした労働者の納屋頭、資本への闘争は、直接労働の生産性を著した低下させるだけでなく、労働者の納屋頭、資本への不満、不信を内蔵させているので、一般的に坑夫の労働意欲を減退させ、労働生産性を低下させることになる。[16]

こうして明治二一年の納屋制度の改革以後の納屋制度の下では、納屋頭と坑夫の対立が激化し、労働の生産性の低下が生じ、そのことが資本と納屋頭の矛盾を深め納屋制度は、もはや資本にとっての桎梏となってしまったのである。かくして炭砿当局は、納屋制度を「今社会ノ進運ト相伴ハザルモノ」「当炭坑ハ之ヲ黙々ニ附スルノ不利ナル」ものとして、廃止を断行したのである。

そこで次にわれわれは、納屋制度の廃止によって炭砿経営の矛盾がどう克服されていくかをみよう。

(1) この問題については、拙稿（第二論文）では簡単にしかふれられなかったが、大山論文「高島炭坑に見る明治初期の親方制度の実態」（立命館経済学』四の二、後『鉱業労働親方制度』所収）に詳しい。この問題についての一次資料は、『明治文化全集』第六巻を参照。

(2) 納屋制度の廃止要求の代表的主張者は、犬養毅で、自から見聞したレポート「高島炭坑の實況」（『朝野新聞』）において、「納屋頭を廃し工夫は都べて炭坑社の直轄と為す事」を要求している。『明治文化全集』第一五巻、二〇六頁。

(3) 犬養と違って、納屋制度の改革を提言しているのは、治安当局の清浦奎吾警保局長であり、彼の提言に沿って炭砿社は改革を実施した。彼の提言は「高島炭坑事務長日誌抜要」（『日本労働運動史料』第一巻）六六頁、あるいは隅谷三喜男『日本賃労働史論』、二六三―四頁参照。

(4) この点については拙稿第二論文（『商経論集』第七号、五三―四頁）でふれたが、詳しくは前提「高島炭坑事務長日誌」

二一年七月以降を参照のこと。

(5) 当時の高島炭坑についての経営の原資料は、ほとんど見当らないが、農商務省鉱山局『鉱山発達史』明治三三年刊（『明治前期産業発達史資料』別冊(68)Ⅲ）、同『本邦鉱業一斑』明治三九年、高野江基太郎『日本炭砿誌』明治四三年、等の高島炭坑の項を参照。

(6) この資料は高島炭砿社の所有するいわゆる『高島炭砿文書』中の資料で、「明治三十年以降当坑沿革其他調査」中にみられる文書であり、炭坑当局によって、納屋制度改革直後に作成されたものと思われる。

(7) 前稿第二論文の第四節を参照。

(8) 同上、三五頁。

(9) 「納屋頭連中は長崎丸山で豪遊し豪奢を極めしものありし様子で相当収益ありしものらしく推察せられる」と、明治三一年に高島炭坑に赴任した日下部義太郎（後の当坑所長）は、手紙で記している。この手紙は高島炭砿史編纂委員にあてたものである。こうした生活をしていた納屋頭にとって収入の半減は大きなショックであった。

(10) 詳しくは「高島炭坑事務長日誌」をみよ。前掲書、六六頁。尚、ここで納屋頭の抵抗を押えきった高島炭当局の力の強さに留意すべきである。

(11) 『三菱社誌』明治二七年度、二一頁。

(12) 山本四郎「明治初期の鉱山労働および労働運動」（『明治前期の労働問題』所収、二二五頁）参照。

(13) 同上、二二五頁。

(14) ここで納屋制度の独自的強化といっているのは、明治一四年以来三菱の所有になってからみられる資本の支配の下での納屋制度の強化（第二論文三一頁）と区別するためである。

(15) 『三菱社誌』明治三〇年度、一六七頁。そのほか、同年六月一日に「高島炭坑坑夫同盟罷工ヲ為ス納屋ノ一部ヲ破壊セラレ警官出張一時静穏ニ帰シ反ルモ警備ノ手薄トナルニ及ビ三日夜暴動ヲ起シ負傷者捨六名ヲ出ス、九日事件落着就職スルコトトナル」とある。同書、一七八頁。

ところが山本論文は、六月中旬に再び「高島炭坑坑夫三〇〇名坑口危険を理由にスト、二〇日警官の説諭に服す」（『大阪朝日新聞』）と指摘している。前掲書、二二五頁。

(16) 『三菱社誌』明治三〇年度は、三〇年四月二八日付で「端島炭坑同盟罷工等ノ為出炭減少ニ付長崎支店ニ於テ社外炭買入ノコトトス」と指摘している。一七一頁。

(ロ) 炭砿経営の矛盾の克服

明治三〇年に納屋制度が廃止されることになった直接の契機は、労働者の納屋制度に対する闘争、あるいは一般に労働者の資本に対する闘争であった。すでに指摘したように、明治二一年以来出炭高の絶対的低下のなかで、明治二七年端島炭坑での納屋経営に対する闘争を始めとして、明治三〇年に入ると、四月一三―八日にわたって減給に対する坑夫のスト、暴行が起き、「日ノ出新聞」によれば三〇〇〇名が就業拒否を行い賃上要求を行っている。(1) 五月三一日から六月四日には高島坑で七〇〇人が納屋経営に抗議してストを行い、それが鎮まるか鎮まらないかのうちに、すなわち六月二〇日前に再び高島坑の坑夫三〇〇人がストを行い、七月一一―一二日にも高島坑の三五〇人の坑夫がタバコの値上げに抗議してストを行っている。かくして、同年七月一三日に納屋制度の廃止を断行したことは、直接的には、労働者の闘争に起因しているとみてよかろう。

しかし納屋制度廃止の直接の契機が労働者の闘争であったとしても、すでにみたように本質的な原因は、納屋制度の存在が資本にとって桎梏となったことにある。すなわち納屋制度による労働者の募集、労働の指揮、労働者の生活管理（炭坑への労働力の確保）が、坑夫の労働意欲を著しく悪化させ、労働生産性を著しく低下させるにいたったことにある。納屋制度の廃止とは、まさに高島炭坑におけるそうした矛盾を克服するための手段(2)にほかならない。

納屋頭は、納屋制度廃止とともに一部の坑夫（小頭や人繰など納屋頭の配下のもの）を煽動して反対の挙にでたが、それは大きな動きにならなかった。『三菱社誌』はこの事情を「直轄制度実施後坑夫ノ一部罷業彼是交渉ノ末

十六日ヨリ悉皆入坑セシガ、二十一日ニ至リ再同盟罷業ノ挙ニ出テ、二十六日ニ至リ入坑就業セリ」[3]と指摘している。本来納屋制度の廃止は一般の坑夫に利益となったから、納屋制度擁護の本格的闘争は起きようがなかった。

納屋頭は「慰労金一人当り凡壱千五〇〇円」（「其他納屋頭へ支払総額参万五千円ニ達」[4]）を支払われ、ついに長い間資本のために行ってきた任務を解かれたのである。それにしても、納屋制度の廃止がかなり容易に進んだことは、三菱炭砿資本の支配の強さを物語るのであって、納屋制度は結局資本にとって必要な制度として存在し、その必要性がなくなれば簡単にとりつぶされるものなのだったのである。任を解かれた納屋頭は、その配下の小頭や人繰とともに、ある者はそのまま資本の中級下級管理要員として再編され、またある者は後にみるように「直轄納屋」のおやじ（管理人）に任命され、またある者は引退していったのである。

かくして納屋制度の廃止は、納屋制度下の炭砿経営の矛盾の集中的表現である出炭高の絶対的低下を阻止し、再び出炭高の上昇をもたらすことになる。すなわち、明治三〇年には年間一五・五万トンと明治一一年の水準に逆戻りしていた出炭高は、納屋制度の廃止を機に再び上昇し、明治三一年には一六・五万トン、三三年には一九・一万トン、三七年には、二三・一万トン、三八年には二〇・五万トンへと出炭量を高めていった。[5]こうした事情は、出炭高の絶対的低下の原因が、納屋制度にあったことを改めて証明するものである。

この生産力の上昇は、納屋制度下で抑圧されていた労働生産性が、納屋制度の廃止によって、資本の直接の雇用関係のもとで高められていったことにほかならない。それはとりもなおさず、賃金を引上げ、労働条件を改善し、労働者の労働意欲を高め、労働生産性を向上させることであった。炭砿当局は「改革後の状況」なる文書でこの点に関して「前項改革ノ実ヲ挙クルノ手段トシテ先ツ賃銀ヲ増額シ費用ヲ節セシヲ加ヘテ貯金ノ方法ヲ拡張シ利倍増殖以って安身立命ノ地ヲ得セシヲ坑夫保護ノ点ニ於テハ勉メテ間断スル需ナキヲ期セリ」[6]と指摘している。

かかる賃金引上げ、労働条件の改善は、納屋制度の廃止によって排除され中間的搾取をもってある程度可能であった。またそのことが、いまや納屋制度による坑夫募集、緊縛的な労働力確保ではなく、確立しつつある炭坑労働市場を通じて、資本による直接の労働力の募集と確保を可能にし、労働生産性の回復と向上を実現することになるのである。

そこで次項ではまず納屋制度を廃止しうるようになった条件を分析し、次節で納屋制度の解体過程すなわち資本による直接的な労働力の募集、労働の指揮、労働者の生活管理の遂行過程を分析しよう。

(1) 山本論文、前掲書、二二四頁。ただし端島坑に当時三〇〇〇名の坑夫がいたとは思われないが、全島的な闘争であったことが推測される。

(2) 木下悦二氏は、納屋制度の解体の要因を次のように説明している。氏は馬場克三氏の説に則して「納屋制度が、資本制生産の確立と同時に資本の要請にしたがって解体化の過程を辿り、雇傭関係の近代化の方向が志向された」といっておきながら、「低賃金を保証するために納屋制度が生み出されたのである以上、……納屋制度が資本にとって桎梏となっていたにしても、資本自からの積極的にこれを解体したのではない。解体過程を促したもっとも重要ないうまでもなく労働者の抵抗であろう」(『日本の石炭業』、二九、三〇頁。)と主張している。私は納屋制度の解体の根本要因は、資本による矛盾の解決というところにあると考え、労働者の闘争は、解体を促進する契機であったと考える。もっとも労働者の闘争自体は経営の重大な矛盾桎梏の一つであるが。

(3) 『三菱社誌』明治三〇年度、一九三頁。

(4) 同上、一九三頁。

(5) 高島炭坑の出炭高の推移は、『明治工業史』鉱山篇の附表を参照。あるいは第二論文の表を参照。九頁、二七頁。

(6) 前掲「明治三十年以降当坑沿革其他調査」中の文書。

第二節　高島炭坑における納屋制度廃止の条件

(1)　炭坑労働市場の確立と労働者募集・確保の容易化

高島炭坑において資本の桎梏となっていた納屋制度が、明治三〇年に資本の手によって廃止されたということは、その時期にかつて高島炭坑の経営にとって納屋制度を必要としていた諸条件が、もはや存在しなくなったということを意味する。高島炭坑に納屋制度を必然化していた条件は、第一に、一般的には日本資本主義の不十分な発展とそれに対応する明治前期の農民層分解の不徹底による労働力不足であり、特殊的には、石炭産業資本の未成熟による炭坑労働市場の未確立と、地下労働という重筋苦役に伴う炭坑への労働力の導入、確保の困難、不安定ということであった。こうした条件こそ、労働力の特殊な募集、指揮、確保の機構としての納屋制度を必然化させた主要な条件の一つであった。

第1表　全国石炭産出高推移

（単位万トン）

年代	産額	年代	産額
明治7年	20.7	26	331.9
8	56.7	27	426.8
9	54.4	28	481.0
10	49.9	29	505.9
11	67.9	30	522.9
12	85.7	31	674.9
13	88.2	32	677.5
14	92.5	33	748.8
15	92.9	34	901.7
16	100.3	35	970.1
17	113.9	36	1008.8
18	129.3	37	1072.3
19	137.4	38	1154.2
20	174.6	39	1298.0
21	202.2	40	1380.3
22	238.8	41	1482.5
23	262.8	42	1504.8
24	317.5	43	1553.5
25	317.5		

注　高野江『日本炭砿誌』55頁より作成。

しかし日清戦争を画期とする日本資本主義と石炭業の確立は、一方では農民層の分解を徐々に促進し、他方では炭坑労働市場を確立し、賃金と労働条件の改善をもってすれば、炭坑への労働力の導入・確保を比較

第2表　明治30年迄の全国炭坑労働者数推計

明治7年	1,700人
10	4,100
15	7,700
20	14,000
25	26,000
30	43,000

注　推計方法は全炭額を1人年間平均採炭高120トンで除したもの。

第3表　鉱山労働者数

年　代	石炭山鉱夫	鉱山鉱夫
明治34年	75,230人	145,755人
35	78.894	146,939
36	84,941	157,129
37	88,330	164,858
38	79,505	154,975
39	109,589	187,922
40	128,772	214,453
41	126,999	202,689
42	152,511	233,827
43	107,906	187,713

注　高野江『日本炭礦誌』78頁より。

的容易化するにいたった。この点こそ高島炭坑において納屋制度を廃止する客体的な条件をなすものであった。今この点を簡単に分析しておきたい。

まず炭坑労働市場の確立を炭坑労働需要の面からみてみよう。明治年間における石炭業は着実に発展し、第一表のように全国出炭高は、明治一〇年の年産四九万トンから明治三〇年には五二二万トンと十倍強に伸び、四〇年には、一三八〇〇万トンと二八倍近くにも伸びている。しかもその間、三井、三菱、住友をはじめとする財閥資本を中心に大炭礦経営が出現し、大炭礦は十社で約六割近くの出炭を独占するにいたった。(1)

このような石炭業の発展は、必然的に石炭業における労働需要を増大させ、農民やその他の諸階層の労働力を石炭業に集積し、炭坑労働者として陶冶していった。第二表のように、私の推計では、炭坑で働く労働者は、全国で明治一〇年頃には、数千人、明治二〇年頃には一万数千人に達していた。それが石炭業の急速な発展に伴って、明治二五年には二万数千人、三〇年には四万数千人へと急増し、更に三五年には七万八千人、四〇年には一二万八千人に達した。炭坑労働者数は、明治一〇年頃から二〇年頃には数倍に増え、明治三〇年頃には約十倍に達している。

こうした労働需要の内的構成は、まず労働力の職種構成では、第四

表のとおりである。炭坑労働者の主要な区別は、直接採炭に係わるいわゆる坑夫、支柱夫、手子、選鉱夫があり、次に坑内外運搬夫、雑夫の間接部門、また工作夫、機械夫等いわゆる職工といわれているものの三種類である。尚、高島炭坑では、採炭夫、支柱夫、手子、選炭の区別なく、それらは一括して採炭夫、又は坑夫と呼ばれている点注意を要する。

第4表　炭坑労働者の職種構成（明治41年）

全国平均	
職種	%
坑夫	32.5
支柱夫	4.0
手子	19.5
選鉱夫	8.2
坑内運搬夫	6.6
坑外〃	3.7
工作夫	4.8
機械夫	4.9
雑夫その他	15.8
計	100.0

注　『鉱夫調査概要』より作成。

彼らのうち採炭機構の中軸をなす採炭夫、支柱夫は、ほぼ三年で一人前になり、六年ぐらいで熟練坑夫となった。[2] しかし採炭労働は概して熟練のあまり必要でない職種であり少数の熟練坑夫を中核に多数の単純労働者から構成されている。運搬労働は、炭車押し、炭車の操配で後者は熟練を要するが、一般にそれほど熟練を必要としない単純労働である。その限りで炭坑労働市場は、主として少数の熟練坑夫を中核とした多数の単純労働者からなっている。そのほか、運搬部門における機械運転工や、炭坑に必要な生産手段の加工、修繕を行う大工、鍛冶工などの熟練を中軸とした職種があるが、数的には少ない。

第5表　地方別石炭産出高（明治42年）

	産出額	%
	万トン	
九州 福岡	988.4	—
九州 佐賀	88.8	—
九州 長崎	62.6	—
小計	1,139.8	75.7
北海道	148.5	9.9
福島 茨城	151.3	10.1
山口	50.1	—
其他	11.5	—
合計	1,504.8	100.0

注　高野江『日本炭礦誌』59頁より作成。

労働需要を資本の地域配分の面からみると第五表のように、石炭採掘高の地域的分布に照応して、九州、常磐、北海道と三大地域別労働市場を形成する。

さてこうした炭坑労働需要の発展のなかで、労働力はどのように供給

されていったのであろうか、そして炭坑労働市場はいかにして確立していったのだろうか。

まず明治二〇年頃の労働力の供給構造を高島炭坑の場合を中心に分析してみよう。すでに第二論文で示しておいたように、高島炭坑の労働者の出身地は、地元の長崎県が二〇・八%、次いで福岡県が一九・一%、熊本県が一三・五%、佐賀県が八・一%で、その他九州地方出身が全体の六九・四%に達している。労働力の供給は、九州地方を中心に行われていることがわかる。しかし、残りの三〇・六%が、中国、四国地方からなっていることが注目される。すなわち明治二〇年頃にすでに、高島炭坑の労働者は、準広域的な地域から集められたということである。（第一二表参照）

次に高島炭坑の労働者の前職をみると、第二論文で示したように農業出身者が四六・二%で大半を占め、商業が二〇・一%、坑夫が一二・九%、工業が二〇・三%、雑業が九・六%であった。このことからわかるように、高島炭坑への労働力の供給は、第一に単純労働力については、農業、商業などから行われた。それらの供給は、高島炭坑の蓄積に伴う追加労働力の需要と、坑夫の流出を補充する追加労働力需要を充すものであったろう。地方や近在の農民や商人、商業労働者、手工業者、日雇は、高島炭坑に出稼に出たわけである。そして、一部は恒久的な炭坑労働者として、高島炭坑にとどまり、又は新たな炭坑に移動し炭坑労働市場に滞留し、一部は、恐ろしい炭坑労働とその労資関係に驚き、炭坑労働市場から脱出し、再転業していった。

熟練炭坑労働者の供給は、一方では、旧来からの高島炭坑出身の恒久的坑夫がそれを充たし、他方では、他の炭坑からの熟練坑夫、職工の流入によって充たされたであろう。特に炭坑労働市場へは、他鉱山労働者が流入し、職工については工業からの転入がみうけられる。こうして高島炭坑への労働力供給は横断的な炭坑労働市場の形成をある程度前提している。高島炭坑の坑夫の一二・九%[3]が坑夫出身であったということはそのことをよく示している。

こうした炭坑労働市場の形成にかかわらず坑夫虐待問題の生じた明治二〇年の前後は、わが国の炭坑労働者数の絶対数も一―二万人にすぎず、農民層の分解も不十分であったから、炭坑における労働力不足、坑夫流出後の労働力の補充の困難は著しかったであろう。これが高島炭坑において坑夫虐待の元凶として非難された納屋制度が存続させられなければならなかった主な理由である。

しかし、炭坑における労働力不足を充すためには、資本主義社会では、競争という手段を用いるしか方法はない。農村や都市の労働者を炭坑に導入するためには、基本的には、賃金および労働条件を幾分でも引上げる以外にない。今明治一七年頃の高島炭坑の賃金を他の業種や職種の賃金と比較してみると、明らかに高島炭坑の方が高いことがわかる。

第6表　高島炭坑の賃金　I
（明治16―7年）

日給鉱夫の賃金		
職　種	日　給 (1)	月給推計(2)
		円　銭
箱　押	30銭	7,80
馬丁 坑内	27銭	7,02
馬丁 坑外	26銭	6,76
門　看	22銭	5,72
女　夫	12銭と10銭	3,12―2,60
坑外鼠車巻方	30銭	7,80

注　(1) は「高島炭坑事務日誌抜要」より作出。
(2) 日給鉱夫の月稼働数26日（『鉱夫待遇事例』から推測）を掛けたもの。

第7表　高島炭坑の賃金　II
（明治17年9月）

職工の賃金		月給推計
職　種	日　給（1）	（2）
		円　銭
鍛　治	1円30―35銭	20,80
大　工	90―25銭	14,30
汽罐火夫	50―40銭	11,70
喞筒油差	40―30銭	9,10

注　(1) は『九州地方工場視察復命書』から作成。
(2) は前表に同じ。

第六表は、明治一六年の高島炭坑における労働者の日賃金である。まず最低賃金水準を示すと思われる女夫の賃金が、一律で一二銭と一〇銭の二段階である。次に箱押（運搬夫）の日給（後にみるように固定給で出来高賃金ではない）が三〇銭、炭車運搬にたずさわる馬車の馬丁の日給が

第8表　採炭坑夫賃金の推計

基　準	日　給 (1)	月　給 (2)
		円 銭
A	32—26銭	6,20—5,20
B	44銭	8,80
C	51銭	10,20

注 1. (1) 明治39年の鉱夫の賃金格差（第9表を参照）をもとに推計。
Aの場合は，第6表の坑夫の最低賃金である
16年の女夫賃金×39年の$\frac{\text{坑夫賃金}}{\text{女賃金}}$
Bの場合は，第6表の
16年の箱押賃金×39年の$\frac{\text{坑夫賃金}}{\text{運搬夫の賃金}}$
Cの場合は，第7表の職工の中位の賃金を示している
16年の汽鑵火夫の平均賃金
×39年の$\frac{\text{坑夫賃金}}{\text{職工賃金}}$
注 2. (2) は前表と同じ。ただし，坑夫の月給は月平均稼働日数は20日とした。

坑内二七銭、坑外二六銭、門看が二二銭だったということがわかる。彼らは日給で、いわゆる採炭坑夫でなく、運搬夫、雑夫に属するが、職工の場合は、坑外鼠車巻方の日給が三八銭から三〇銭に値下げされている。第七表のように別の資料では、鍛冶が一円三〇銭から三〇銭、汽鑵火夫が五〇銭から四〇銭、大工が九〇銭から二五銭、喞筒油差が四〇銭から三〇銭である。こうした職工の賃金から採炭坑夫の賃金を推測してみると、三〇銭から五〇銭であったと考えられる。私としては、職工の平均賃金の一—二割高ぐらいではなかったかと考えているので、例えば汽鑵火夫の一—二割増の五〇銭前後ではなかったかと考えている。もっとも炭鉱当局は、三菱の経営となってから一七年の二月までに「坑内事業賃総テ二割ヲ減ス」[4]るほか、坑外賃金も大方二割近く引下げている。例えば、坑外鼠車巻方の賃金は三八銭であったのが三〇銭に引下げられたのであり、その他第六表の賃金額は、大なり小なり賃金引下げ後のものである。したがって第七表の賃金額も引下げ後のものと推定される。

さてこうした高島炭坑の賃金水準と当時の長崎県及び周辺県下の賃金と比較すると、一応、高島炭坑の賃金の方が高いことがわかる。例えば、鍛冶工の賃金を比較してみると、高島炭坑では最低三五銭、平均では八〇銭近い。それに対して、第一〇表のように長崎市部の鍛冶工は四〇銭、長崎市外の諸郡では、二四銭、一六銭、佐賀市部で

第9表　高島炭坑の職種別賃金格差

(明治39年)

職　　種	平均日給	格　　差	坑夫を分子とした格差
坑　　夫	64銭	100	1.00
運搬夫（内外）	44	68	1.47
職　工（〃）	56	87	1.14
雑　夫　男	38	59	1.08
雑　夫　女	24	37	2.60

注　『鉱夫待遇事例』62頁より作成。

も二〇銭、郡部で二〇銭である。長崎市部を別にすれば、鍛冶工の賃金は、高島炭坑の最低水準より低い。次に炭坑での単純労働に属する箱押（トロッコ運搬夫）の賃金三〇銭と農業賃金とを比較してみよう。農業（男）の賃金は、長崎市部でも二五銭にすぎず、長崎の郡部では二四銭、一五銭、佐賀の市賀の市部でさえ一七銭、郡部では一五銭である。したがって、高島炭坑の単純労働者の賃金は、明らかに農業賃金よりかなり高いことがわかる。この傾向は、日雇賃金と比べてもほぼ同様である。ただし、女の賃金の場合は、必ずも高島炭坑の女夫の方は高くない。これは高島炭坑では、女子労働力が少ないうえ、殆んど配遇者もちのうえ補助労働にたずさわっているにすぎなかったためである。

次に採炭坑夫の賃金であるが、採炭坑夫賃金は、四〇―五〇銭ぐらいとしても、明らかに、長崎市部の最高の賃金である鍛冶工の賃金と同等ないしそれ以上であり、農業労働者、日雇の賃金からみると著しく高いことがわかる。もっとも坑夫の日賃金は、坑夫の月稼働日数が平均二〇日くらいであったから月給でみると相対的に低くなり、若干稼働日数の多い職業と比べるときは、割引かなければならない。そうしたうえでも採炭坑夫の賃金は、農村や都市の単純労働者よりは著しく高く、熟練を要する職種の賃金では都市部の場合はそれほどでないにしても農村郡部の場合よりは可成り高いとみてさしつかえないだろう。

こうして、高島炭坑の賃金水準の高さは、長崎県及び周辺県から高島炭坑に労

第10表　長崎県内及び周辺の職業別賃金

（明治17年）

	長崎市部	西彼杵	東彼杵	佐賀郡市内	同 神崎	熊本市内	同 宇土
農　男	25銭	24銭	15銭	17銭	15銭	17銭	12銭
農　女	20	14	10	10	10	12	7
大　工	32	39	22	29	20	25	23
石　工	35	44	24	29	20	30	30
鍛　治	40	24	16	30	20	25	25
左　官	35	29	22	20	16	23	25
日雇男	24	27	14	20	14	20	20
日雇女	10	14	9	10	8	15	6

注　『九州地方工場視察復命書』から作成。

働力を流入させることなったのである。事実、明治二一年の高島炭坑には、農民のほか、商業や工業からの出身者がいたのである。確かに納屋制度は、労働力の募集を「誘拐的方法」によって行ったが、しかし、それは必ずしも高島炭坑の賃金水準を一般水準より著しく引下げるために行ったり、あるいはとほうもなく低賃金で労働者を働かせるための装置であった、とみることはできないように思われる。もちろん、もし納屋制度がなかったら、明治二〇年前後の高島炭坑においては、資本の蓄積欲求を減退させるほどの高賃金が避けられなかっただろう。その限りで、納屋制度は、低賃金のための制度には違いないが、だからといって、社会的な賃金水準から絶対的に低い賃金[5]に押えておく制度であったわけではない。

むしろ納屋制度は、賃金を低く抑えておくよりは、ある程度の賃金をえても地下労働になれず、地獄の如き地下労働を嫌って炭坑に定着しない大量の労働者を強力に炭坑に緊縛し経験の浅い資本に代って納屋頭に労働の指揮を代行させようとすることにある。

しかし、明治三〇年代になると労働力供給構造は根本的に変化した。それは、第一に、日本資本主義の確立を通じて農民層の分解が進展し、新規労働力が続々と排出されるようになったこと[6]。第二に、そうした事

態を背景に、石炭業の発展に伴って炭坑労働者の絶対的増加を生じさせ、恒久的な炭坑労働者が形成され、雇用機会を豊富にしたこと。第三にそうした過程で、労働者の側からはより高い賃金、よりよい労働条件を求めて労働移動が生じ、資本の側からいえば、必要に応じて、より高い賃金、よりよい労働条件を与えることによって労働力の導入、確保が、容易になったことである。こうした炭坑労働市場の確立は、まさに明治三〇年に高島炭坑の納屋制度を廃止するための客観的な条件をなしていたのである。今この点を若干分析してみよう。

まず三〇年代の高島炭坑の労働者の出身地をみると、第一二表のとおりである。明治四〇年の高島炭坑の労働者の出身地構成を明治二一年の場合と比較してみると、第一に、労働の中心的給源が、九州地方であることはかわらないにしてもそのウェイトは低下し、その分中国、四国地方からの出身者が増えていることがわかる。地域市場の一層の広域化の傾向がみられる。第二に、その反面、地元の長崎県内の出身者が増え、二〇年前から五〇%も増えている。こうした出身地構成は九州地方の大炭坑にもみられ、たとえば中炭坑ではあるが明治三〇年の勝野炭

第11表　勝野炭坑坑夫の出身地
（明治30年）

	坑夫数	%
筑前	215人	28.2
豊前	25	
筑後	95	
豊後	51	
肥前	45	
その他	25	
九州地方	456	59.8
安芸	118	
備後	63	
石見	14	
周防	10	
その他	8	
中国地方	213	27.9
伊予	51	
土佐	8	
その他	9	
四国地方	68	8.9
但馬	12	
その他	13	
その他地方	25	3.4
計	762	100.0

注　高野江『筑豊炭礦誌』339頁より作成。

第12表　高島炭坑の労働者の出身地

	明治40年6月現在		明治21年	
	坑夫数	%	坑夫数	%
長崎	787	31.5	442	20.8
(高島出身)	(258)	(10.3)		
佐賀	97	3.9	173	8.1
熊本	197	7.9	286	13.5
福岡	124	5.0	405	19.0
大分	63	2.5	140	6.6
鹿児島	146	5.8	17	0.8
宮崎	12	0.5	12	0.6
九州地方	1426	57.0	1475	69.4
山口	37	1.5	115	5.4
広島	155	6.2	166	7.8
島根	214	8.6	13	0.6
鳥取	114	4.6	5	0.2
岡山	94	3.6	75	3.5
愛媛	230	9.2	63	3.0
高知	44	1.8	4	0.2
香川	32	1.3		
徳島	11	0.4	6	0.3
中国四国地方	931	37.2	447	21.0
その他の諸県	145	5.8	185	8.8
計	2502	100.0	2126	100.0

注　明治40年は『諸調査表』，明治21年は前出の加藤政之助の報告書より作成。

坑の労働者の出身地は第一一表のとおり、地元の筑前出身が二八・二%、九州地方が五九・八%、中国四国が二七・九%になっている。

今明治三〇年代の炭坑労働者の前職を明らかにする資料がないが、高野基太郎の『筑豊炭鉱誌』が興味深い資料を提供している。第一三表のように労働者の出身地傾向は形態的には勝野炭坑にみられるように、県内、九州地方、中国、四国、その他という配分である。それを内容的にみてゆくと、

第13表　筑豊炭坑における坑夫の主な出身地

（単位　炭坑数）

出身地別＼規模別	～99人	100～199人	200～299人	300～399人	400～499人	500人以上	合計
近　村	6	5	5	2	1		19
福岡県内	1	3	1				5
県外九州		1	2	1	2	3	9
四国中国	1	1	1		2	2	7
地方・遠方	2	5	3		1	3	14
合　計	10	15	12	3	6	8	

注　高野江基太郎『筑豊炭礦誌』より作成。
但調査炭坑数90のうち坑夫の主要出身地が記入されているのは36坑にすぎない。一炭坑の出身者は主な傾向であって，絶対数が問題ではない。一炭坑で二つ以上の主要な出身地が示されたのもある。

近村出身労働者には、三つの形態の労働者がみられる。第一は、同村内の分解農民が炭坑労働者化したものである。彼らは通勤坑夫[7]でもある。第二は農閑期に炭坑労働にたずさわる季節的労働者[8]である。他地方出身者は、いわゆる「出稼坑夫」[9]と呼ばれ、各炭坑でその出身地傾向も若干傾向的特徴がみられる。彼らは妻帯者と単身者に分かれるが、筑豊地方では、隅谷氏の指摘しているように「家族携帯」者が多く、したがって主に「炭坑への労働力の流出が挙家流出という形態」[10]をとり、しかもその形態が、炭坑労働に特有の夫＝先山、妻＝後山という二人は又三人一組からなる労働様式に照応し、夫婦でかなりの賃金を稼げる[11]ことから農民層分解＝プロレタリア化の道筋をなしていたことを物語る。

次に第一三表にあるように、炭坑の規模と出身地の関連をみるとある特徴が見出される。すなわち近村又は県内出身者を多く雇用している炭坑は、炭坑の規模が小さい場合が多く、逆に県外又は中国四国の遠隔地出身者は、比較的規模の大きい炭坑に雇われている、ということである。こうした傾向は、規模の大きい炭坑では生産の規則性が増大して安定した労働力確保が必要となり、近村の季節的な坑夫が排除され、他地方出身の「挙家流出」し恒久化しうる労働者がより多く採

第14表　勤続年数

（明治39年）

	石炭全体	高島炭坑	割　合
1年未満	44.9	1,151人	45.1
2　〃	21.7	538	21.1
3　〃	13.2	226	8.9
5　〃	8.7	223	8.8
7　〃	4.9	131	5.1
10　〃	3.0	83	3.3
15　〃	1.7	88	3.4
20　〃	0.3	38	1.4
25　〃	0.0	25	0.9
其　他	1.1		
	100.0	2,547人	100.0

① 『鉱夫待遇事例』22, 26 頁より作成。

用されたことを意味する。しかもそうしうるためには、より高い賃金よりよい労働条件をもってすることが必要になってくる。

そのことはたとえば高野江がある炭坑について「各炭坑最も不足を感ずるは坑夫なれども本坑の如きは事業創立の時にあり採堀容易なるのみにあらず其の賃銭亦割合に高値なるが為め諸方より志願し来るもの頗ぶる多く毫も不足を感ずることなし」[12]と指摘していることによって、ある程度想像がつく。

こうして炭坑労働者は、よりよい労働条件より高い賃金を求めて移動するようになり、ここに横断的労働市場が確立してくる。

今明治三九年の炭坑労働者全体の勤続年数をみると、第一四表のように、一年未満の者が四四・九％にも達し、二年未満は二一・七％、三年未満一三・二％で、四年以上の長勤続者が二〇・二％にしかすぎない。高島炭坑の場合も同様の傾向であるが、四年以上が二四・八％で若干長勤続者が多いだけである。

このような勤続年数が短いということは、炭坑労働者の流動性が高いことを意味する。しかも、この流動性は、職種によって若干差異がある。第一五表のように、坑夫、支柱夫、手子等は、移動率が著しく高く、工作夫、機械夫らは前者の三分の一の移動率にとどまっている。坑内外運搬夫、選鉱夫、雑夫がその中間に位している。こうした傾向は高島炭坑においてもみられる（第一六表参照）。

ではこの移動率の高さは如何なる原因によって生じているのであろうか。一般的にいえば、第一に、『鉱夫待遇

事例』の指摘しているように、農家兼業鉱夫の帰農帰郷のためである。すなわち「鉱山付近ノ農夫等農閑ノ節ハ鉱山ノ業務ニ従事シ播種収獲ノ季節ニ至レバ農業ニ復帰スルヲ以テ其季節ニ於テハ自ラ其移動頻繁ナリ」[13]というわけである。確かにこうした傾向はあり、高野江は『筑豊炭礦誌』で、同村近村農民の坑夫化を指摘し、たとえば某炭坑では「近村の農民にして農暇に来り稼ぐもの四十人あり」[14]と述べている。更にまた出稼人鉱夫らが盆正月に帰郷することも退職率の多くなる原因となっている。すなわち「是等ノ鉱夫ハ郷里ニ一家一族アリテ旧盆正月若ハ年末ニ一時帰郷スルノ習慣存スルモノアレハ為メニ生スル移動亦少シトセス」[15]ということである。同じく高野江もある炭坑について「予が巡遊の当時旧盆時の為め一時他出せしもの未だ全く帰業せず為めに百二十三人を減じたり左れど昨今帰坑するものの日々十数人に超ふる程なれば遠からずして復奮するに至るべし」[16]と指摘している。しかしこれだけであれほど高い炭坑労働者の移動性[17]が生れているわけではない。

第15表　炭坑労働者の移動率

（明治41年）

	年間雇用率	年間退職率
坑夫	150%	140%
友柱夫	126	121
手子	166	155
逆鉱夫	86	80
坑内運搬夫	90	82
坑外運搬夫	79	71
雑夫其他	91	79
工作夫	47	42
機械夫	57	47
平均	121	112

注　1.『鉱夫調査概要』42 頁より作成。

2. 年間雇用率

$$=\frac{\text{年間雇入者数}}{\text{鉱夫総数}}\times 100$$

年間退職率

$$=\frac{\text{年間退職者数}}{\text{鉱夫者数}}\times 100$$

第二の原因は、『鉱夫待遇事例』の指摘するように専業鉱夫の「渡り」（移動）である。彼らは「鉱山密集セル地方ニ於テハ其移動亦決シテ少ナシトセス」[18]ということである。『待遇事例』は鉱夫が何故移動するか、を明らかにしていないが、鉱夫が一般に移動するのは、次の理由からである。すなわち当時の手労働を中心とする採炭様式のもとでは、特に坑夫の労働条件が、各炭坑の規模、

第16表　高島炭坑の職種別労働者の移動率

（単位人）　　（明治40年）

		1月	2	3	4	5	6	計	半年出入率	年間出入率
坑　夫	入職	203	159	220	119	132	131	964	78.8	157
	退職	107	105	181	168	162	153	876	71.6	143
運搬夫	〃	15	—	15	13	37	6	86	41.7	83
	〃	5	—	9	20	18	17	69	33.5	67
雑　夫	〃	37	31	33	28	57	36	222	43.3	86
	〃	22	21	35	45	34	29	186	36.2	73
製作夫	〃	1	3	12	12	2	3	33	23.7	47
	〃	—	6	12	1	6	—	25	18.0	36
機械夫	〃	22	18	4	12	17	9	82	32.2	64
	〃	16	1	6	17	11	4	55	21.6	42
合　計	〃	278	211	284	184	245	185	1387	55.4	110
	〃	150	133	243	251	231	203	1211	48.4	97

注　1. 出入率は在籍労働者で入退職者を除したもの。
　　年間出入率は半年出入率を2倍したもの。
　　2.『高島炭礦文書』中の『賭調査表』より作成。

第17表　機械工労働者の勤続年数

（明治34年）

	7工場平均	石川島造船所	石　炭　業
1年未満	52.5	49.6	44.9
2年未満	6.6	23.5	21.7
3年未満	17.8		13.2
5年未満	11.4	12.6	8.7
5年以上	11.7	14.3	11.5
計	100.0	155.5	155.5

注　森喜一『日本労働者階級状態史』109頁より作成。

第18表　明治30年代末制度別賃金比較

（明治39年6月現在）

規模別	納屋制度		直轄制度	
	炭坑名	坑夫賃金	炭坑名	坑夫賃金
1,000人未満	幾春別	* 1円00銭	夕張第2	* 1円23銭
	王城	58	相田	61
	穂波	55	宮崎豊州	70
	上山田	54	松浦	71
1,000～2,000人未満	空知	* 97	新夕張第1	* 1,16
	鮫田	59	満浦	65
	大任	60	三井山野	74
			柚木原	73
2,000～3,000人未満	二瀬	70	高島	65
	相知	69		
3,000人以上	夕張第1	* 1,34	三井田川	80
	新入	64	三池	57
			杵島	60
北海道を除く平均		61.1		67.6

注　1.『鉱夫待遇事例』41—2頁，61—2頁より作成。
2. 北海道炭山（＊印）の賃金は特別に高いので制度別比較では省くほうが明確になる。
3. 厘以下は4捨5入した。
4. 坑夫賃金の坑夫は主として先山の賃金であるが運搬夫以下も含む場合もある。特に高島炭坑の場合は坑夫の平均である。

採炭の進展状況、炭層の性質（走りといわれる炭層の傾斜や厚薄）などより非常に差異が生じ賃率も異なってくる。そこでは必ずしも標準的な賃率の設定が難かしく、しかもそれが納屋頭による温情的な労務管理の手段として利用されると一層不公平となる。そこで鉱夫たちは、よりよい労働条件と有利な賃率を求めて移動するようになるのである。更に鉱夫たちは、各種の炭坑の各様の切羽を経験することによって採炭技倆を高め、より高い賃率で働けるようにも移動するのである。

この点からみれば、他の業種の労働者にも同様のことがいえ

る。たとえば第一七表のように、機械工の場合でも、一年未満の労働者が大半を占め、二年未満が少なくて三年未満以上が石炭業の場合より若干多くなっているにすぎない。

第三の原因は、『待遇事例』の指摘していないことであるが、当時の採炭様式の計画性の不足ということである。すなわち当時にあっては、採炭方法は主として残柱法であり、長壁法の場合でも、採炭はあまり計画的に行われず、労働の計画的系統的な配分が十分に行われなかった。また自然災害や不測の事態の発生によっても労働の配分が伸縮した。こうして炭坑における労働需要はきわめて変動的であり、労働者が過剰になっては不足になり、その都度、労働者は解雇されたり、移動したりしていた。これが鉱夫の移動率の高さとなって現われているのである。ある炭坑におけるこうした事情について高野江は、「坑夫は事業の休止に従ひ漸次離散して余ます所僅に三十人に過ぎず日々本卸の工事と瓦斯浚へと従事せり」[19]と指摘している。

こうした労働者の流動性を内包した横断的労働市場の確立は、もし賃金と労働条件を改善するならば、納屋制度なしに労働需要に応じて労働者を募集し、確保する可能性を著しく強めたことを意味する。

事実、『鉱夫待遇事例』にみられる主要炭礦のうち、納屋制度を廃止した炭坑の坑夫（採炭夫）の賃金は納屋制度のもとにある炭坑の賃金よりやや高い傾向がみられる。第一八表のように納屋制度の諸炭坑の採炭坑夫の平均賃金は六一銭、直轄制度の諸炭坑の場合は六七銭である。しかも第二図のように直轄制度の炭坑の平均賃金は六〇銭以上が一〇企業中九企業、六〇銭未満は一企業にすぎない。ところが、納屋制度下の炭坑の平均賃金は、六〇銭以上のもとが四企業にしかすぎず、四企業が六〇銭を下まわっている。更に注目すべきは、企業規模の大くなるに従って賃金が高くなってゆく傾向もみられるということである。ついでにいえば、高島炭坑の場合は、坑夫の賃金は六五銭となっているが、実はここでの坑夫とは手子や選炭夫などの比較的低い賃金が含まれているので、採炭夫だ

第２図　制度別各炭坑の坑夫賃金比較

◉は高島炭坑

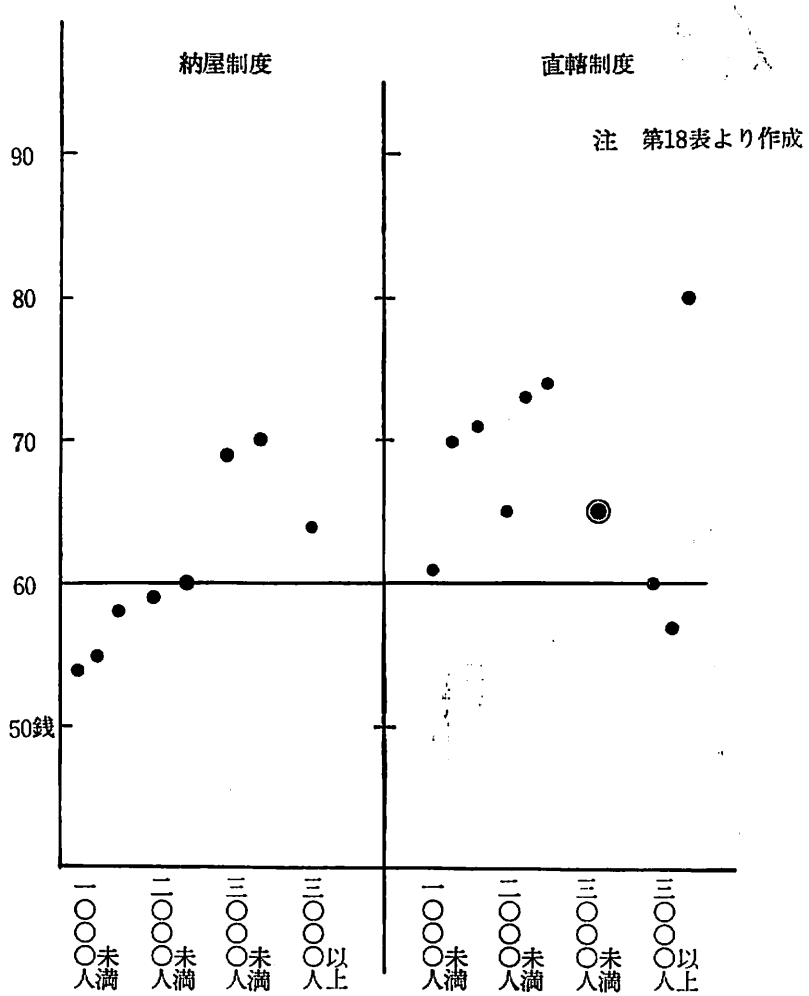

けの賃金をとってみるともっと高くなるはずである。

かくして炭坑労働市場の確立を背景として、高島炭坑では他炭坑よりある程度高い賃金と労働条件を与えることによって、明治二〇年代末にもはや桎梏化した納屋制度を廃止し、納屋制度によることなしに、資本による直接的な労働力の募集、指揮、確保が可能になったのである。

(1) 丸山一郎「鉱山業の発達」(『日本資本主義発達史講座』〔第二部〕、一〇頁)

(2) 炭坑の友子制度において、坑夫が三年三月で兄分を持ち、更に三年三月(即ち六年六ケ月で掘子から大工に出世する、という制度は、採炭労働における熟練の水準を反映していると思われる。三上徳三郎『炭坑夫の生活』(一九二〇年)、一七四頁を参照。

(3) 第二論文、三九頁。

(4) 「高島炭坑事務長日誌抜萃」、『日本労働運動史料』第一巻、五九頁。

(5) 因みにある資料は納屋制度の下に多くの出稼農民を坑夫として包摂していた筑豊の諸炭坑の賃金が、明治二三年頃、明らかに日雇農民より高かったことを明確に示している。『農事調査』は田川郡について「本郡西部ハ去ル十八年ヨリ坑業年ヲ逐テ進歩シ従テ坑夫賃銀高キヨリ健壮ナル下男下女一朝変シテ坑夫トナリショリ雇人欠乏ヲ告クルヨリ他郡村ヨリ雇入レ置クモ皆坑夫ノ賃銀ヲ羨ミテ去テ坑夫トナル」云々。『日本労働運働史料』第一巻、二八頁。

(6) 森喜一『日本労働者階級状態史』、一六頁、四〇頁以下を参照。

高野江は『筑豊炭砿誌』において、炭坑夫「等の労働艱難なる報酬としては其の賃銭自から他種労働者よりも高額なり」と指摘し、彼らの生活も「寒村僻地の貧民に比すれば優に数等の上にあるをみる」と述べている。七六頁、八四頁。かくして他業種の労働者が炭坑に流入する。

(7) 高野江は、たとえば、遠賀郡のある炭坑について、「坑夫現在総員二百人許にして他郡村より出稼するもの凡ろ四分近村に住して自宅より通勤するもの凡そ六分の割合なり」と指摘している。『筑豊炭砿誌』、二四一頁。

(8) 同じく高野江の指摘を後に引用する。

(9)　高野江前掲書、例えば二五七頁、二六九頁を参照。
(10)　隅谷三喜男『日本石炭産業分析』、三一九頁。
(11)　高野江は企業内の採炭坑夫の賃金が、たとえばある炭坑では、一等坑夫＝八〇―九〇銭、二等＝六〇―七〇銭、三等＝四〇―五〇銭と等級化しており（前掲表、五二五頁）、後山の妻の賃金を加算すると、「高額の賃銭を得るに至」る（同上、二一一頁）と指摘している。
(12)　高野江前掲書、二七六頁。同様の指摘は六六二頁にもある。
(13)　『鉱夫待遇事例』、一四頁。
(14)　高野江前掲書、五二〇頁。
(15)　『鉱夫待遇事例』、一四頁。
(16)　高野江前掲書、三五三頁。
(17)　高島炭坑のような大炭坑においては、季節的な出稼労働者は少ないと思われるが、第一五表のように、炭坑労働者の出入に季節性が若干見られないこともない。すなわち農閑期の一、二月に入職者がやや多く、農繁期の四、五月に退職者がやや多くなっている。
(18)　『鉱夫待遇事例』、一四頁。
(19)　高野江前掲書、二四四頁。

(2)　近代的採炭機構の存在と労務管理能力の蓄積

納屋制度を必然化させた第二の条件は、労働力不足という客体的条件に加えて、資本制的炭鉱経営における採炭様式の手労働性と分散性という炭抗の内部的主体的事情であった。すなわち、石炭業のように地下採掘生産様式では、運搬部門はともかく、採炭部門では機械化が困難であり、そのため採炭がもっぱら手労働に依存し、しかもわが国の明治年間の支配的な採炭様式であった残柱式採炭法は、切羽への労働力の分散的配置、各切羽の労働条件の不均等を著しくし、労働の指揮、すなわち労働者の切羽への繰込、配置、労働の監督、賃金の記帳、算定、管理を

複雑にした。こうした採炭過程の事情が、労働力不足に加えて納屋制度導入の一つの主要な条件であった。明治三〇年の納屋制度の廃止はこうした採炭過程における事情の如何なる変化に基づいているであろうか。

元来わが国の石炭業の大炭坑においては明治初頭から石炭の運搬部門は、基本的には機械化されていた。高島炭坑においてもすでにみたように明治初年にわが国最初の近代的竪坑に蒸気巻揚機を設置し、坑内外の炭車運搬を機械化したのである。その限りで、いわゆる『共同企業』時代においても機械化された部面の石炭運搬における労働者、すなわち機械運転工や機械工、鍛冶工などは、採炭部門が採炭負請され、採炭部門の労働者が納屋制度のもとに包摂されていたのと違って、炭鉱資本のもとに直接雇用されていたように思われる。

因みに『高島石炭坑記』（巻三）では「器械巻揚ケ方坑内支配戸石切抜風修覆及び風抜は此方にて弁」[1]ずとあり、この部門の労働者は、直接資本の雇用によっていたことを示す。もっとも、機械の運転の主力は、外人技師であり、『高島石炭坑記』によれば「機械方」としてホールとコロウルの名があげられている。[2] しかし、当時としては、鉱夫総数も三―四百人であり機械職工の数はきわめて少数であり一般に坑夫がすべて納屋制度のもとに包摂されていたとみてさしつかえないだろう。

ところが後藤経営下の明治九年に、採炭請負を止し、労働の指揮請負を中心とする納屋制度への再編が行われ、明治一四年に三菱の経営になり炭坑の大規模化と近代化の進展の過程で、機械部門の労働者を中心にして直接資本による雇用労働者を増大させていった。

今明治一六年頃から二〇年代における高島炭坑における雇用形態をみると、まず第一に、三菱本社と雇用関係にあるいわゆる役員がある。彼らは、炭坑経営の上層、及び技師たちであり、高給社員であった。次に「場所限傭員」[3]といわれる現地採用の雇用者がある。これは一般に鉱夫あるいは炭坑労働者であって、これがまた二つの雇用形態

に分けられる。一つは「月給雇ノ者」[4]であり、炭礦資本直系の中級及び下級の管理職労働者であった。彼らは「各係付属」[5]と呼ばれたり「小頭」と呼ばれたりしていた。各係はすでにみたように大きくは事業方と技術方があり、その下に各係があり、明治一六年当時には、技術方の小頭が七人、事業方小頭が三九人[6]であった。また明治二一年には犬養によれば事業方のうち坑外取締付属が二七人、坑内取締付属が一〇人[7]であった。納屋頭も「場所限傭員」という雇用形態をとったと思われれが「月給雇ノ者」とは別である。

「場所限傭員」のもう一つの雇用形態は「日給雇人」[8]である。これらの労働者は、まず一連の機械に関連する職工たちである。当時の資料は「坑外諸職工」が「日給」[9]であったことを示している。もちろん坑内の機械職工の類も日給であったことに間違いない。そのほか「汽鑵鍛冶」職人や「鋳物」鍛冶職人[10]、「向槌」[11]「鉄職」[12]などの一連の職工部類の労働者が日給であった。この日給の職工たちは資本の直轄雇用であり、納屋制度の外にあった。

職工のほかのに日給労働者もいた。たとえば「出炭着到係」が「日給雇人」であり[13]、そのほか「坑内付属門看」同「溶室小使」[14]、「坑内火番」[15]、「馬丁」[16]、「箱押」[17]が日給であった。以上のように日給雇人は、一つは労務管理の末端である採炭出炭などの記帳係や門看、そして小使火番などの間接部門の各種労働者があり、二つは、炭車の運搬夫が、すなわち人力の「箱押」、馬匹による「馬丁」、更に明治一七年には「坑木運搬ノミ直轄」[18]化が行われたから坑木運搬夫などが日給雇人であった。

これら「日給雇人」は納屋制度の外にあったので一般に納屋制度下の「坑夫」[19]と区別されていた。納屋制度下にあった坑夫は基本的には採炭夫、支柱夫、堀進夫、ならびに切羽から坑内軌道までの運搬夫(後山)であった。更に納屋制度下の労働者は、一連の納屋頭、小頭等の作業請負の部面にもみられる。たとえば「車道拵」[20]あるいは「車道修繕」[21]「坑内古木揚」「瓦斯捨」[22]「雑石捨」[23]更に「石炭箱」の掃除、修繕[24]、解体[25]などの諸作業が、出来高又は月決

めで請負となっている。これらの作業を行う労働者は作業請負人に雇用され納屋制度の下に包摂されていたと思われる。

かくして高島炭坑において、明治三〇年に納屋制度が廃止する以前に、炭坑労働者の一部に直轄の雇用形態がみられたことがわかる。彼らが全体の労働者のうちどのくらいの数であったか明らかにする資料はないが、明治四〇年頃の坑夫の構成から推測すると、直轄形態が明確な機械夫、工作夫は一割五分である。したがって少なくとも鉱夫のうちの一割五分の職工が直轄制度のもとにあったことが推測される。すでにみたように運搬夫、雑夫の一部、女夫[26]が直轄であったようであるから二―三割の労働者がすでに二〇年代に直轄制度のもとにあったように思われる。因みにそうした労働者は、当時一般には、「付属納屋」すなわち炭礦資本直属の経営する「納屋」に収用されていたらしく、明治一七年に従来からの二九人の坑内「納屋頭」が、一九人に削減されて残りの一〇人が「付属納屋」[27]に命ぜられている。当時納屋頭は二三人いたから四人の「納屋頭」が坑外夫を抱える納屋頭だったことがわかる。[28]

したがって明治二一年のいわゆる坑夫虐待問題のなかで二〇〇〇人の坑夫がすべて納屋制度の下に包摂されているかのように主張されたのは正確ではないだろう。しかし、資本と労働者の直轄雇用と納屋制度の間接雇用は、しばしば交替しており、[29]かなり錯綜していたようにも思われる。

以上にみたように明治二〇年代に直轄雇用されていた労働者は機械の運転、下級管理部門、機械体系に従属した運搬部門、更に小使や火番などの間接部門の労働者であるが、彼らが納屋制度から解放されていた理由は、基本的には機械体系の下で労働が手労働性と分散性から解放されていたことにある。特に、箱押夫は、直接機械労働者ではなかったが、機械運搬に直結した部面で働くことによって機械体系に従属し出来高賃金形態をとらず日給（時間賃金）形態をとり、納屋制度による特殊な労働の指揮から解放されたのである。

では明治三〇年に至って採炭部門を中心とした労働者は、何を条件として納屋制度から解放されたのであろうか。採炭部門における機械化は、一般的にはコール・カッター、切羽コンベァーの導入であり、本格的には昭和の初期から戦後にまたなければならない。しかし納屋制度は昭和初期までには少なくとも大炭礦ではほとんど消滅しており、明治末年においてさえほゞ大半は消滅していたのである。[30] したがって納屋制度を必然化したほどの採炭機構における手労働性と分散性の克服は採炭部門の機械化の以前に生じていたといえよう。機械化に先行する採炭機構の手労働性と分散性にある程度の変更を加えたのは長壁式採炭法である。長壁式採炭法とは、一定の長さの間隔で平行に二つの坑道を通し、それをやや斜めにして横に切り込み、一〇〇～三〇〇メートルの切羽をつくり、それを採掘するものである。[31] 長壁式の導入によって起こる採炭様式における変化は、第一に、労働の集中化である。すなわち、従来の残柱式における切羽の長さは小さいもので一間から五間、大きいもので一〇間から五〇間（二〇～一〇〇メートル）であったが、長壁式では、それより数倍の長さであり、切羽の大規模化により坑夫の同一切羽への集中をもたらし、同時にそれは労働条件の平準化、監督労働とその経費の節約をよびおこす。第二に、当然に労働生産性を高めることである。労働の集中が生産性を高めることはいうまでもない。特に指摘しておくべきことは、切羽が単一化したため通風[32]が容易になったことも、労働生産性を高める役割を果しているだろう。第三に、生産の計画性が高まったことである。残柱式採炭法が不規則に狭い坑道を掘進し、計画性に乏しかったのに対して、長壁式は「規則的に先づ坑道の幅、間隔を定め」、計画性[33]を与えたことである。ここから労働配置の計画性と規則性が生じることになる。第四に、機械導入の条件をつくりだすことになる。事実コール・カッター、切羽コンベアーなどの導入は長壁式の採用を前提としているのである。[34]

以上のように長壁式採炭法は、納屋制度の存立条件の一つであった採様式における手労働性と分散性をかなりの

第19表　採炭法と納屋制度の関連

		長壁式	残柱式	併用
直轄制度	夕張第二		○	
	新夕張第一			○
	満ノ浦			
	三井山野			○
	相田			
	三井田川			○
	宮崎豊州			○
	三池		○	
	高島		○	
	柚木原			
	杵島			○
	松浦			○
		0	3	6
納屋制度	夕張第一			○
	空知			
	幾春別			
	王城		○	
	新入			○
	鉈田			○
	二瀬			○
	穂波			
	上山田			○
	大任			○
	相知	○		
		1	1	6

注　1　直轄納屋制度の区別は『鉱夫待遇事例』(明治39年)

2　採炭法については『本邦鉱業一斑』(明治43年)高野江『日本炭礦誌』参照。

3　納屋制度の炭坑は明治39年以後直轄化したかも知れないが，ここでは直轄制度を中心にみればよい。

程度止場するものであることがわかる。従って一般的な納屋制度の廃止時期は、ほゞ長壁式の導入と普及の時期と一致している。すなわち明治四十年代から大正年代に納屋制度の廃止が全般化するのに対して、長壁式の採用の一般化もやはり明治四〇年代から大正年代であった。[35] これによって長壁式の導入は、終局的には納屋制度廃止の技術的な基礎条件をなした、ということができる。

しかしだからといって、明治末年の一連の大炭坑における納屋制度の廃止は、すべての大炭坑に長壁式採炭法の導入を直接条件としていたわけではない。何故なら、明治末年における長壁式採炭法の導入状況をみると長壁式採炭法の導入された炭坑では直轄制度がみられ、残柱式採炭法にとどまっている炭坑では納屋制度が残存している、という明確な事態は現われていないからである。たとえば第一九表に示したように、明治四〇年頃に直轄制度の炭

坑において、長壁式採炭法を導入した炭坑は六坑、ただし残柱式との併用で、長壁式のみはゼロであり、残柱法のみは三坑もある。逆に、納屋制度のみであった諸炭坑でも、長壁式の採炭は進んでいる。もっとも残柱式との併用が多いのであるが、しかし納屋制度の残っているところでのみ、残柱式が多いという傾向は必ずしも存在しない。

したがって、隅谷氏の指摘する如く、一方では「日本では、一般に採炭機構が大規模化しなかった残柱式等の一丁切羽に納屋制度――時には頭領制さえ――が長く存続し」たことが事実であるとしても、しかし「長壁式を採用した大炭坑では早く納屋制度さえ解体していった」[36]とは必ずしもいえないように思われる。

高島炭坑においても、明治三〇年に納屋制度が廃止された時期には、長壁式採炭法は導入されておらず、残柱式採炭法であり、長壁式採炭法の導入は大正一〇年頃である。とすれば、残柱式採炭法下で、納屋制度を廃止するに至った技術上の条件はどこにあったのであろうか。

私のみるところでは、高島炭坑に限らず、長壁式採炭法の導入に先立つ納屋制度を廃止した先駆的大炭坑では採炭機構の部面において特に大きな技術的変化が見られない。したがってあえていえば、先駆的に納屋制度の廃止に踏切った炭坑においては、元来が大炭坑であり、残柱式採炭法の下で、最大限に採炭の計画性を高め、切羽の大型化、坑内運搬軌道の十全なる配置が行われ、手労働性と分散性がある程度克服されていたということである。高島炭坑において後期納屋制度が導入された明治九年の頃から較べれば、明治二二年以降の新坑の採炭機構の近代化は著しいものがあったと思われる[37]。因みに鉱夫数は二倍、出炭高も、二・六倍に増えている。坑内運搬の動力化もこの時期だと思われる[38]。

こうして中小炭坑と較べてみると残柱式採炭法下の大炭坑でも、採炭の計画性、大規模化（労働の条件の均質化、労働の集約化）が著しく、納屋制度による特殊な労働の指揮を解消しうる主体的条件を強めていたと思われる。

そうした条件をふまえて、納屋制度が資本にとっての桎梏となってゆく過程で、資本直系ラインによる経営、労務両管理能力の蓄積は、納屋制度の必要性の一部を除去することになったであろう。高島炭坑は三菱の経営になると、経営体制を近代化し、直接資本系統による労務管理体制を強化[39]している。現に明治二一年の納屋制度の改善[40]に際しても納屋制度の廃止の時[41]にも炭礦資本は、納屋頭の反対を簡単に抑圧した。このように炭礦資本は、少なくとも明治二〇年代においては、すでに直接採炭部門における労務管理能力[42]を保持していたと思われる。

ところが明治二〇年代前半に納屋制度が廃止されなかったのは、一方では当時にあっては労働力不足がまだ著しく、労働市場の面から納屋制度の存続の必要性があったとすれば、他方では、当時にあってはまだそれほど納屋制度の存在が資本と矛盾せず、資本にとって充分利用価値のある制度だった、ということであろう。

したがって明治三〇年に高島炭坑における納屋制度の廃止は、一方では、採炭機構における手労働性と分散性が十分克服される以前に、資本が納屋制度に依存することなく独自に労務管理能力を獲得しており、他方では炭坑労働市場の確立によって、労働力の導入、確保が容易化したという二つの条件のうえに実現したということができる。

(1) 第一論文、六四頁。
(2) 同上、五一頁。
(3) 『三菱社誌』明治三一年度、二六〇頁、
(4) 「高島炭坑事務長日誌抜要」、『日本労働運動史料』第一巻、五四頁。
(5) 同上、五四頁。
(6) 同上、五三頁。
(7) 『明治文化全集』第一五巻、
(8) 『日本労働運動史料』第一巻、五五頁。

(9) 同上、五五頁。
(10) 同上、五七頁。
(11) 同上、五七頁。
(12) 同上、五五頁。
(13) 同上、五五頁。
(14) 同上、五五頁。
(15) 同上、五六頁。尚彼らは「先般棹取小頭の請負トナセシモ不都合ニ付又直轄ト為」のである。同上。
(16) もっとも馬丁は、明治一七年三月に「直轄ヲ発シ請負ト為」された。同上、五七頁。
(17) 明治一六年三月二五日に第一坑内の馬匹運搬をやめて「今般車道ヲ改良シ馬ニ換ルニ人ヲ以テシ馬八頭ヲ減シ日給卅銭ノ箱押十人ヲ用フ」。同上、五四頁。
(18) 同上、五七頁。
(19) 「事務長日誌」には「坑夫、其他雇人」という云い方がみられる。同上、五六頁。
(20) 同上、五四頁。
(21) 同上、五六頁。
(22) 同上、五六頁。
(23) 同上、五四頁。
(24) 同上、五四頁。
(25) 同上、五五頁。
(26) 「女夫賃金スベテ一日十二銭」云々からみれば彼女らは日給であり直轄夫であった。同上、五七頁。因みに高島炭坑では、女は坑内に後山としては働いていなかったようである。『鉱夫待遇事例』、六頁を参照。
(27) 同上、五九頁。
(28) 同上、五七頁。
(29) たとえば、明治一六年七月に「坑外棹取并ニ坪口枠木下人員五十名直轄雇ヲ廃止……請負トナス」、同年九月「坑内棹

取鐙引瓦斯掻火番大工小取ノ直轄ヲ発シ……請負トナス」、同一一月には「坑内火番」を再直轄にし、一七年三月には再び「坑木運搬ノ請負ヲ発シ直轄ト為シ」、「坑外使用ノ馬丼ニ馬丁トモニ直轄ヲ発シ請負ト為シ」、等々。前掲『日本運動史料』第一巻「事務長日誌」参照。

(30) 隅谷前掲「納屋制度の成立と崩壊」、『思想』四三四号、一一一頁。

(31) 山口、山田『石炭』(高山書院) 五七頁。

(32) 厚見利作『石炭と石炭業の知識』、一八七頁。

(33) 同上、一八七頁。

(34) 山口、山田前掲書、五七頁。

(35) 同上、五七頁。

(36) 隅谷前掲論文、一〇八頁。

(37) 第二論文、二六頁参照。

(38) 同上、二六—八頁参照。

(39) 同上、二九頁参照。

(40) 「納屋頭等之ヲ奇貨トシテ種々ノ事ヲ喋々シ不穏ノ色アリシモ改良ノ件ヲ発布セシヨリ納屋頭ノ苦情ハ頓ニ氷解セシ」「事務長日誌」。前掲表六六頁。

(41) 「直轄制度実施 (一三日—引用者) 後坑夫ノ一部罷業彼是交渉ノ末十六日ヨリ悉皆全坑セシガ、二十一日ニ至リ再同盟罷業ノ挙ニ出デ、二十六日ニ至リ入坑就業セリ」。『三菱社誌』三〇年度、一九三頁。

(42) 「事務長日誌」にみられる一連の労務管理策は、例えば明治一六年一月五日、「納屋頭ヲ召集シ坑夫ヲ減少スヘキヲ諭ス」、明治一七年一月二日、「従来両坑納屋頭二九名ノ所精選ノ上十九名ヲ残シ余ハ付属納屋トナス」、一七年二月一日の「坑内事業賃総テ二割ヲ減ス」など、一連の賃引下げ、雇用形態の変更、納屋頭への命令等など、炭砿資本の納屋頭への支配権、間接坑夫への統括権を如実に示すものである。

第三節　高島炭坑における納屋制度の消滅過程

(1)　資本による直接的な鉱夫募集の実施

納屋制度の廃止は、納屋頭による鉱夫募集、労働の指揮、納屋経営による労働者の生活管理・炭坑への緊縛の代行をやめて、資本が直接それらの機能を遂行することにほかならない。そこで次に、高島炭坑において、実際に納屋制度がどのように消滅していったか、納屋制度の諸機能を資本がどのように直接遂行するようになったか、を明らかにしたい。この点が実証されてはじめて納屋制度の解体が実証的に分析されたことになる。

納屋制度の解体は、まず第一に、納屋頭による鉱夫の募集、しかも納屋頭による鉱夫の労働の指揮、納屋経営による労働者の生活管理、炭坑への緊縛、等と有機的に結びついた鉱夫の募集が、とりやめられて、鉱夫の募集が直接資本の手によって遂行されるようになることである。

資本による坑夫の直接的な募集は、納屋制度廃止直後の資料によって確認される。高島炭坑の『年報』によれば、

「本年度中坑夫募集ノ為ノ係員ヲ各地方ニ出張セシメタル人員度数其費シタル日数ヲ通算スレハ左ノ如シ

広島地方	二人	十五度	弐百九日
岐阜〃	一〃	一〃	拾一〃
愛媛〃	三〃	五〃	八七〃
山口〃	一〃	一〃	拾二〃
佐賀〃	一〃	一〃	五〃
大分〃	一〃	一〃	二八〃

島根	〃	一〃	三六〃
本県内	三〃	三〃	二六〃

支配人大木良直ハ端島在勤事務横田七郎ヲ随ヘ十月八日熊本地方出張十三日帰山左三十一日ヨリ本社ヘ参向ノ為上京十一月廿八日帰山副支配人中村武治ハ十月八日ヨリ筑後地方ニ出張十四日帰山五月廿二日本社ヘ参向ノ為メ上京廿二日帰山[1]」

あるいはまた明治三一年の三菱『社誌』は

「高島炭坑々夫募集等ノ為備員出張ノ場合ニハ同炭坑場所限備員、旅費定額ニ拠ラス、本社旅費規則第一条ヲ準用支配スルコトトナス[2]」と記している。

以上の資料によって納屋制度の廃止後、坑夫の募集は炭砿資本の手でしかも炭砿経営者直々に行われていたことがわかる。

しかし坑夫の募集は、明治三〇代以後大正期に至るまで必ずしも容易ではなかったのようで、例えば、明治四〇年の砿業所のある資料は、

「高島ハ昨年三月坑内瓦斯爆発ニ際シ多数ノ罹災者ヲ出シ端島ハ一昨年八月水災ニ基因シ頓ニ坑夫ノ数ヲ減シタルヲ以テ爾来各方面ノ募集ニ従事セルモ特ニ近来一般事業勃興ノ為メ応募者少ナク之カ補充ヲナス克ワス[3]」と述べている。

こうして納屋制度廃止後の坑夫の不足、すでに分析したような労働移動の過多は、納屋制度廃止後の経営問題の重大な隘路の一つであるが、資本は、地方へ係員を派遣して坑夫を募集するほかそうした状況に対応すべく従来から募集を行っている地方に募集人を置き、一種の労働力供給の請負業者を通じて新しい労働力[4]の定期的な獲保にそ

なえている。

この点について『鉱夫調査概要』（明治四三年）は、高島炭砿では「広島及米子（鳥取県）ニ各一名長崎ニ五名ノ周旋人ヲ置キ募集ノコトヲ取扱ハシム而シテ周旋人ニ対スル報酬ハ広島米子ヲ遠地ト称シ遠地募集者ニハ応募者一名ニ付手数料四円長崎ハ三円五十銭但シ其報酬ハ炭砿ニ於テ体格検査其ノ他ノ手続ヲ為シ採用シタル場合ニ支給スルモノトス

在長崎ノ周旋人ニ対シテハ左ノ割合ニテ追給ス

一箇月ノ募集人員　十人ニ達スルトキハ金三円
同　十四人迄ハ一人ニ付金三十銭増
同　十五人以上ノトキハ金七円五十銭
同　十九人迄ハ一人ニ付金五十銭増シ
同　二十五人ニ達スルトキワ金二十五円
同　二十五人以上ハ一人ニ付金一円増シ」[5]

と指摘している。

このように資本による坑夫の直接的な募集といっても、公的な労務供給機関が整備されない段階では、新規労働力の供給は、請負的な色彩の強い労働力供給業者＝「周旋人」に頼らねばならなかった。

では、資本によるこのような直接的募集で、どのくらいの新規労働力が集められたのだろうか。この点は非常に重要な点であるが、十分事態を明らかにする資料がない。しかし高島炭坑の『諸調査表』によると明治四〇年の一月から六月までの「募集人員」は「一二三人」、「其費額」「六〇円〇七銭」「一人当平均」「長崎地方費」は「三円五

○銭」、「愛媛島根地方募集費」は「九円二八銭六厘」[6]かかっている。この資料によれば、結局資本が直接募集する坑夫は、年間に二五〇―三〇〇人程度ではなかったか、という推測がなりたつ。しかし明治四〇年はさきの指摘のとおり坑夫の募集がうまくゆかなかったから、通年はもっと多かったかも知れない。

しかし当時の鉱夫の流動性は高く、資本の手で直接年間に新規労働力を四〇〇―五〇〇人位導入したとしても、それだけで流出鉱夫を補充しえないことは明らかである。すでに指摘したように、当時の一年間における鉱夫の退職年は、鉱夫総数の八〇―一〇〇%近くであったから、一年間にほぼ二〇〇〇人から二五〇〇人近くが退職していったことになる。それを補塡する第一の方法として、資本による新規労働力の募集で四〇〇―五〇〇人が補充されたとしても、残りの一五〇〇―二〇〇〇人はどこから補充されるのか。

私はこの鉱夫は、第一に鉱夫の自発的な流入、第二に録故関係を媒介とする新規労働力の自主的流入によって補充されたものと考える。

たとえば『鉱夫調査概要』は高島炭砿においては「遠地鉱夫ノ炭砿ニ来ル間ノ費用ハ会社之ヲ負担ス来山者ニシテ採用セラレタル場合ハ帰国ノトキ相当ノ帰国旅費ヲ支給ス」[7]と指摘している。この指摘は、流れ坑夫が、旅費を会社負担として高島炭坑に自発的に流入していること、更に、高島炭坑へ募集ルートにのらずに新規労働者が来山していることを示している。

以上のように、納屋制度廃止後の資本による労働力募集は、横断的な炭坑労働市場を通じて流入、供給される労働者だけでは充しえない労働需要を補充する補足的な労働力供給方法にほかならない。[8]

しかし労働力の全体としての不足傾向は当時まだ存在していたし、「周旋人」制度はそれに対応した一つの制度である。こうした手数料付の請負的坑夫募集制度は、納屋制度の廃止後に現われた主として単身者坑夫の「合宿」

の経営者である通称「納屋頭」[9]と結びつく時、そこに再び納屋頭による坑夫募集の代行を復活させはしないか、という問題が生じる。事実、大正七八年頃、「合宿」の経営者であった古老の話によると、「名目は会社が募集するのであるが」[10]、実際は彼らも募集の業務に参加した気配がある。

しかし、明治三〇年以後のこの通称「納屋頭」は、本来の納屋頭ではなく、「合宿」も本来の「納屋」でなく、いわゆる「直轄納屋」であり、資本の直接雇用下の単身者坑夫の宿舎にほかならない。この点は後に分析するが、坑夫の募集をこの「納屋頭」が手伝ったとしても、それは労働の指揮の代行と結びついていず、本来の納屋制度の復活でも残存でもないのである。

(1) 高島炭砿文書『年報明治三十一年』より。
(2) 『三菱社誌』明治三一年度、二六七頁。
(3) 高島炭砿文書『諸調査表』(明治四十年八月二六日提出分)。
(4) ここで新しい労働力とは、主として炭砿で働いたことのない労働力を指し、炭坑労働市場に存在する炭坑労働の経験者を除く。
(5) 『鉱夫調査概要』、三五―六頁。
(6) 前掲『諸調査表』。
(7) 『鉱夫調査概要』、三六頁。
(8) 高島炭砿における鉱夫の募集方法は、以上のように「周旋募集」、「縁故募集」、現地「直轄募集」の三つの形態がある。(因みに昭和十三年の「鉱夫募集規定」にはそうした方法が規定化されている。『高島鉱業所例規』参照)。
(9) この点はすぐ後に問題にする。
(10) 高島炭砿史編纂委員会編「古老回顧談整理報告の件」参照。

(2) 資本による一元的な労働の指揮・労務管理の遂行

納屋制度の廃止は、第二に、納屋頭によって募集され、納屋頭と直接雇用関係を結び、納屋に包摂されていた鉱夫の、納屋頭―小頭―人繰ラインによる労働の指揮、すなわち坑内への繰込み、採炭労働の監督の解消にほかならない。それは、従来炭鉱資本―役員―各係付属のライン主導の下に、納屋頭―小頭―人繰ラインによって行われてきた労働の指揮の二元的方法を、資本ラインの下に一元化することである。それは具体的には、一方では、まず納屋頭の解雇にはじまり、納屋頭による債務に基づく坑夫の強制的労働、入坑手数料を多くするための坑夫の繰込強制の解消であり、他方では、そうした納屋頭ラインによる強圧的な労働の指揮に代って、資本による積極的な労働奨励策を伴う直接的な指揮の提起にほかならない。

まず前者の点からみておこう。納屋頭による労働の指揮は、坑夫の募集に際して与えられた旅費又は前貸金、更には賭博や病気などから生じた借金の返済を行うまでの労働の強制（債務賃労働）と結びついていた。納屋制度の廃止は、強制労働の根拠を生みだす鉱夫の債務関係を基本的に除去することであった。

すなわち納屋制度廃止後には、資本による直接的な坑夫募集においては、募集費を資本が負担し、なかでも労働者が高島炭坑へ来るまでの旅費は、『鉱夫調査概要』が「遠地鉱夫ノ炭砿ニ来ル間ノ費用ハ会社之ヲ負担ス」あるいは「来山者ニシテ採用セラレタル場合ハ帰国ノトキ相当ノ帰旅費ヲ支給ス」[1]といっているとおり、炭坑資本が負担し、来島後の鉱夫の債務を形成してはいない。しかし実際には、「旅費は一ケ月勤務すれば免除するとの事であった」[2]ようで、もし一ケ月働かない場合は、周旋人募集の場合では手数料がもらえなくなるが、[3]労働者の場合は恐らく債務ができたと思われる。もっとも、一ケ月の債務労働（旅費を補塡するまでの労働）は、従来納屋制度の下で生じた少額の債務を長期間で返却するというメカニズムから生じた納屋制度を特徴づける債務賃労働とは根本的に異なったものとなっている。それは、一ケ月の債務労働が、納屋経営や納屋頭による労働の指揮と結びついてい

ないからである。

納屋頭による労働の指揮は、労働者の稼働者数に応じた手数料が納屋頭に支払われるところから、収入増をはかるための納屋頭による労働者の強圧的就業とも結びついていた。たとえば古老の話によれば「大納屋時代には一本の木に固定された枕にたくさんの人が頭をならべて寝、朝起こされるときはその枕の端をカンカン叩いて起こされたものであるが、付飯やになってからは廃止された」[4]。納屋頭の解雇は、暴力的強圧的な就業を生みだす根拠を一応除去し、それに代って資本は、労働者の自発的な労働意欲を醸成するために積極的な労務管理策を展開することになる。

次に納屋制度廃止後の積極的な労務管理策の展開をあとずけてみよう。まず賃金対策としては第一に賃金引上げ策がとられた。すでに引用したように、納屋制度廃止後炭砿当局は「革改ノ実ヲ挙クルノ手段トシテ先ツ賃金ヲ増額シ」[5]たのである。事実すでにみたように高島炭坑における明治末年の賃金は比較的高い水準だったように思われる。第二の対策は、債務的強制労働に代って自発的意欲を起こし労働生産性を高めるための各種の割増賃金制度の採用である。『鉱夫待遇事例』(明治三九年)によれば別表のような「賞与」と「特別賞与」の二つの増割賃金制によって労働督励を行っいてる。因みに『鉱夫待遇事例』で紹介している割増賃金制は、直轄制度の炭坑に多い[6]。この傾向は割増賃金制度が納屋頭ラインによる労務管理に代る施策として行われている事を示している。また坑夫の出来高が水

第20表　高島炭坑の出勤賞与
(明治39年現在)

採炭夫	修繕其他日役
毎月18日以上1円	— —
〃 20日 〃 2円	— —
〃 23日 〃 3円	— —
〃 25日 〃 4円	毎月25日以上1円
〃 28日 〃 5円	〃 26日 〃 2円
	〃 28日 〃 3円

注　1　『鉱夫待遇事例』114 頁より作成。
　　2　但しこの賞与を受けたものには抽せん券が与えられ更に『特別賞与』として一定の賞金が与えられる。

準より超えた場合にも割増手当がついたようである。[7] 長年勤続者に対する退職金制度の実施もまた注目される。『鉱夫待遇事例』によれば、「鉱夫退職ノ際三年以上勤続者ニハ稼賃ノ百分ノ三、五年以上勤続者ニハ同上百分の五、七年以上勤続者ニハ右ノ外若干ノ賞金ヲ与フ」[8] とある。これは納屋制度による鉱夫の緊縛ではなく、賞与による炭坑の鉱夫の定着策にほかならない。

その他の労働条件の改善策をみると、明治三三年四月に「従来ノ無休暇ノ制ヲ改メ各自事務ノ都合ニ依リ毎月二日適宜休日ヲ給与スルコト」[9] も注目される。

第三に注目すべき労務管理策は、福利厚生策である。納屋制度のもとでは全く無視されるか、せいぜい温情的家父長的に行われていたにすぎない鉱夫の福利厚生策を、資本は積極的に展開している。それは、賃金からの供金による扶助制度の実施である。『三菱社誌』によれば、

「高島炭坑坑夫奨励ノ為三十一年一月以来毎月坑夫稼金高ノ参歩ヲ積立一定ノ条件ヲ具フル者ニ賞与スルコトトセシガ、後坑夫賑恤規則及雇人救護規則ヲ制定シ賞与ニ関スル規定ヲ廃シ、賑恤救護ノ実施ニ要スル基金トシテ出炭高壱噸ニ付五銭ヲ積立ツルコトトス」[10]、

又、三二年七月には

「高島炭坑坑夫救恤規則中坑夫ニシテ事業上ノ負傷ニ基因シ死亡シタル場合其遺族ニ対シ金五拾円迄ノ手当支給規定ヲ改メテ、其死因負傷ノ状態家族ノ多寡ヲ参酌シ最高額金百円迄ノ範囲内ニ於テ給与セシムルコトトス」[11] と記されている。

以上は「改革後の状況」が指摘しているような納屋制度廃止直後の「安身立命」「坑夫保護」の施策である。

更にこれらの施策は、明治末年には一層充実していき、高野江によれば、「坑夫」については、「職務上の負傷た

ると、普通の疾病たるを問わず、凡て炭坑の費用を以て全快迄治療せしめ、而して職務上負傷者の休業中、自宅に於て療養するものには、手当として一日金二銭を支給し、炭坑附属の病室に収容せるものは、該手当を以て食費雑費を弁し、家族あるものには更に相当の手当を給す、職務上の負傷に其因し、死亡させるものの遺族には、本人平素の成績、及勤続年数を考え、最高金参百円迄の範囲に於て、扶助料を支給し、外に弔祭料として金拾五円を給す」[12]ということである。

この高野江の指摘は決して誇大ではなく、信憑性がある。まず、死亡手当については『三菱社誌』によれば明治三九年八月二十四日に「従来ニ於ケル遺族扶助料規定ニ依レバ金百円ノ範囲内ニテ給与スベキナルモ」のを、「扶助料金参百円弔祭料金拾五円ノ範囲内ニテ支給スルコト」[13]に改められている。尚それに先立つ明治三九年三月二十八日の蝸瀬坑の爆発死亡事故による「坑夫遺族三百四名ニ対シ金七万八千七拾参円ヲ支出シ」[14]たが一人平均二五六円であった。改正の契機は同年八月二四日に、蝸瀬坑で「就業中釣炭墜落シ後山坑夫一名圧死」した際に従来の規定百円以内を支払うのでは「一般人気ニ影響スル所アル」として、蝸瀬坑大爆発事故の実績に上積して、死亡三百円以内[15]としたのである。

その他の点については明確な規則[16]が見当らないのであるが、たとえば明治三八年八月の暴風による「家財食品食器」の流出等の被害に対して炭砿当局は、「災害救助トシテハ鉱夫及其家族七百二十余名ニ対シ一人金壱円、場所限雇員、小頭等及其家族四百九十三名ニ対シ一人金弐円……支給」のほか、「一揃平均金四円」の「鍋釜其他炊事道具一揃宛ヲ給与」（総額「金壱千二百円」[17]）している。

もっともこうした資本による労働者の保護策は、もっぱら労働者を炭坑に確保するための手段にすぎないのであって、『三菱社誌』が指摘しているように「死者ノ遺族及負傷者ニ対スル救恤ニ関シテハ向後ノ人気ニ影響セシム

ルモノナルヲ以テ其取扱ニ就キ遺憾ナカラシムルコト」[18]のためなのである。

このほか炭砿当局は、明治三二年からは島内の小学校「経費ヲ補助」[19]（二〇〇円）し、四一年には「総計壱千五百円ヲ以テ維持支弁」[20]した。これも「小学教育ハ従業者ニ対シ後顧ノ念断チ専心稼業セシメ永住ノ志ヲ養ハシムル一方途ナル」[21]ためである。

尚、最後に、資本の直接的労働の指揮の遂行に際して、旧来の納屋頭―小頭―人繰ラインは資本に下に包摂されていったわけであるが、炭砿当局は、下級管理職層の掌握に努めている。たとえば明治三〇年十一月に「高島炭坑取締係附属員ニ帽子並冬期ハ一期毎ニ『ヘル』地製洋服壱着、夏期ハ一期毎ニ白小倉製洋服弐組ノ見込ヲ以テ貸付」[22]けたり、「坑内小頭弐名、坑外鍛治小頭壱名、坑内小頭壱名、坑内鍛治小頭二名、坑外大工小頭一名計七名ニ在勤中玄米扶持ノ給与ヲ為」[23]したり、明治三二年三月一五日には「坑内小頭松崎林太郎明治十五年以来永年篤実勤続ニ付特ニ在務中一人扶持ヲ支給」[24]したりしている。

以上のように、納屋頭による労働の指揮に代る資本の直接的な労働の指揮は、労働の意欲を起こし生産性を高め、労働者の定着率を高めるための償極的な労務管理策の展開であった。

（1）『鉱夫調査概要』、三六頁。
（2）前掲「古老回顧談整理報告の件」参照。
（3）『鉱夫調査概要』、三六頁。
（4）前掲「古老回顧談」。
（5）前掲「改革後の状況」。
（6）直轄制度の炭坑では、三井山野、三井田川、三池、高島、松浦の計五つの炭坑の割増賃金制度が紹介されているのに、納屋制度の炭坑では新入と相知だけしか紹介されていない。『鉱夫待遇事例』第九章参照。

(7)　高野江は「日給雇人及坑夫にして規定の時間以上労働し、又其時間内と雖も、特に難業に従事し、或は勉励せしものは相当の割増賃銭を支給す」(『日本炭砿誌』九八頁)と指摘し、『鉱夫調査概要』は「預定函数ヲ採出シタルモノ」に「賞与」が出たと指摘している(同上、二六八頁)。

(8)　『鉱夫待遇事例』、一三〇頁。

(9)　『三菱社誌』明治三三年度、四〇一頁。

(10)　同上、明治三一年度、二七二頁。

(11)　同上、三四〇頁。

(12)　高野江『日本炭砿誌』、九九頁。

(13)　『三菱社誌』三九年度、八九六頁。

(14)　同上、八九六頁。

(15)　同上、八九六頁。

(16)　『三菱社誌』によれば、明治三七年には「傭使人」については「傭使員疾病ノ場合会社ニ於テ指定スル所ノ医師或ハ病院長ノ診断ヲ証トシテ四ケ月限各自月給若クハ日給額ニ等シキ金額ヲ比基金ヨリ扶助支出シ、疾病四ケ月以上ニ亘ル時ハ給興額ヲ減ズルカ又ハ之ヲ中止スルカ一ニ所属決裁ニ依ル」云々(「傭使人扶助規定」)とある。ここで「傭使人」とは「各場所限ノ雇員」であるが、一般の職工たちではなく各係の事務員、付属ノ者である。職工たちには「職工船員救護規則」があり、坑夫については従来から「坑夫救恤規則」があるが詳細は不明である。「傭使人扶助規則」からみて高野江の指摘しているような坑夫救恤規則は存在していたと思われる。

(17)　『三菱社誌』明治三八年度、八一四頁。

(18)　同上、三五年度、五五九頁。

(19)　同上、三二年度、三二〇頁。

(20)　同上、四一年度、一一〇八頁。

(21)　同上、一一〇八頁。

(22)　同上、三〇年度、二二五頁。

(23) 同上、二二五頁。
(24) 同上、三二年度、三一八頁。

(3) 資本による直接的な労働者の生活管理の展開

納屋制度の廃止は、納屋頭によって募集され、直接納屋頭の指揮で働かされている労働者を、納屋に集中的に起居させ、賃金の支払を管理し単身者については賄、家族持については日用品の販売を行いそれらを通じて労働者を支配掌握し、更に収奪し、債務を根拠として炭坑に緊縛し、労働力の確保と繰込を保障する納屋経営の廃止である。

明治三〇年の納屋制度の廃止は、納屋頭を解雇し、納屋頭による坑夫の募集、労働の指揮を廃止することによって、必然的に納屋頭による納屋経営をも消滅させた。

しかし、炭坑は、都市工業と違って大なり小なり避地にあり、労働者を炭坑周辺に集中的に住居させる必要がある。したがって、納屋制度の廃止によっても、労働者の住居形態は直ちに変わるものではなかった。すでに明治二〇年代に直轄雇用されていた職工や運搬夫などの日給労働者も、「付属納屋」[1]と呼ばれる炭坑住居に住んでいたのである。

納屋制度廃止後単身者を収容していた旧来の大納屋は「直轄納屋」と名称を変えられ小納屋に住んでいた妻帯者、家族持は、棟割長屋の「家族持坑夫居住」[2]が与えられ、これより「納屋」という言葉からも大方解放された。因みに明治四〇年の家族持鉱夫は三八・二%で、単身者は六一・八%である。

以上のように、納屋制度廃止後の鉱夫の居住形態は、大きく二つにわかれていった。しかし、鉱夫の中心勢力である単身者鉱夫は形態的には納屋制度時代と類似の居住様式をとっていた。そこで新たな問題が発生する。いわゆる「直轄納屋」制度というものが如何なるものであったかということである。この点が明らかにならないと、「直

轄納屋」が本来の納屋制度と混同され、納屋制度の認識に不用な混乱を招く恐れがある。

高島炭坑の古老たちの話によると、納屋制度が廃止された「明治末年に直轄制度が出来」、「この直轄納屋が『つけめしや』と呼ばれていた」[3]という。この証言は、納屋制度廃止直後の単身者鉱夫は、「つけめしや」と呼ばれる「直轄納屋」に居住していたことがわかる。しかも興味深いことは、「直轄納屋」の管理人は「一般に依然として……納屋頭」と呼ばれ、まだ「大納屋中納屋小納屋…という言葉が用いられていた」[4]ということである。このことは本来的な納屋制度の消滅後も名称だけはしばらく残存していたことを物語る。

しかし古老の話によれば「納屋という名義は、…大正二年…にはなく、付飯舎(つけめしや)といわれてゐた」といわれ、昭和初年には「直轄納屋」、または「付飯舎」という呼称は、「合宿」という名称[5]に変えられたようである。

第21表　高島炭坑鉱夫の家族的構成
(明治40年8月現在)

区　　別	人　数	%
単　身　者	1,547人	61.8
家　族　持	777人	31.0
その家族員数	1,923人	—
そのうち労働者	178人	7.2
非労働力	1,745人	—
鉱　夫　総　数	2,502人	100.0

注　「高島炭坑文書」中の「諸調査表」より作成。

ついでにいえば、この「坑夫合宿」は、昭和一七年に「寮制度」[6]に変っている。

さてこの「直轄納屋」あるいは「付飯舎」という制度は、如何なる機能を果していたのであろうか。そして、それは本来の納屋頭の納屋経営とどのように違っていたのであろうか。今この点を明らかにする資料は、ほとんど見当らないのであるが、二三の資料にもとづいて簡単ながら分析してみよう。

従来の納屋制度のもとで納屋頭によって管理され直接支払われていた賃金は、家族持鉱夫については、直接炭礦役員から、「直轄納屋」鉱夫については、「直轄納屋」の管理人(すなわち通称「納屋頭」「納屋のおやじ」

「付飯舎のおやじ」）から支払われたようである。[7] 後の場合はその限りで納屋制度の場合と類似している。しかしそれは、単身者鉱夫が「直轄納屋」において賄をしてもらっており、賄料が賃金から差引く必要があったからである。

従来の納屋制度で納屋頭によって独占的に経営されていた米、味噌その他の日用品、仕事上の用品の販売は、納屋制度廃止後は、「炭礦当局」、「指定ノ商店ニ価格ヲ指定シテ販売」[8]させていた。そして具体的には、鉱夫は諸商品を商店から「切符引換」[9]に購入し、「物品代価ハ」直接支払わず、「炭坑ニ於テ供給ノ商店ヘ立替支払ヒ」、賃金支払日に「本人賃金勘定の節炭坑ヘ対シ支払ワシム」[10]ということであった。このような物品の販売制度は、商店による悪徳収奪はあっても、一般に「直轄納屋」管理人による収奪を排除している。「直轄納屋」管理人による単身者鉱夫の収奪があるとすれば賄からに限られる。

こうした鉱夫の生活構造から、納屋制度にみられたような債務関係は生じなかったであろう。特に病気その他の理由で稼働できず、鉱夫が賃金を取得できない場合には、すでに述べた扶助制度があり、たとえ商店からの信用買いが賃金収入より多くなっても、資本への負債で、従来のように、納屋頭への負債ではない。かくて、従来のように、納屋頭への債務に基づく炭坑への緊縛、強制労働の一般的根拠は一応排除されたとみてよいだろう。[11] 賭博も一応禁止[12]されていたようである。

以上のように、「直轄納屋」というのは、本質的に単身者鉱夫の単なる寄宿舎[13]なのであって、それは従来の納屋制度の一機能の残存ではあっても、納屋制度の残存ではない。旧来の納屋頭より任命されたり坑夫中の実力者から抜擢された「直轄納屋」の頭は、炭礦当局に委頼されて、単身者坑夫の世話をしているのであって、その限りで「世話方」あるいは「世話役」であって、「直轄納屋」制度は「世話役制度」[14]にほかならない。彼らは「納屋頭」と呼ばれていても、本来の納屋頭ではなく、納屋制度の残映としての「直轄納屋」の「納屋頭」にすぎない。した

がって「納屋頭」という呼称の存在をもって、本来の納屋制度の残存を主張することは全く皮相な判断といわなければならない。

納屋制度の廃止後の資本による直接的な労働者の生活管理は、単身者鉱夫を世話方制度を通じて行うものであったが、更に注目すべき対策は「大正五年五月以来同鉱労働者全体に対して自治制を施行[15]」していることである。

当時の炭坑ルポルタージュの代表作である『日本炭礦行脚』の著者はこの『自治制』について次のように指摘している。「先ず坑夫や職工などから其の頭数を定めて十人とか十五人とかの内で組長を選挙せしめる。組長は大抵長屋一棟に一人位に割当てゝある訳だ。かくて五六棟集って一団となり各組合長が互選によって団長を作る。更に坑夫総代を選挙するのだ。坑夫総代選挙は一島から三人宛で、各坑の坑夫各自己の島から三人の総代を選出するのだ。此の総代を特に坑夫に限って、職工より総代を選挙せしめない……。組団長は名誉職でやはり仕事をするが坑夫総代は仕事をさせないで会社から給料を払っている。かくして一月一回とか二回とか組団長会議を開き、それには会社側から役員も出席し、坑夫総代も出て坑夫から会社に対してその云い分を協議させ、会社から坑夫に対する注文も此時に云ふ[16]」。更に「坑夫間に起った大抵のことは団組長によって落着し、坑夫総代の如きは夫婦喧嘩の仲裁に妙を得て居る。坑夫総代に至っては坑夫が信頼し切って居るからよく云うことを聞く故に……主として坑夫等の取締が本職のやうだ[17]」と。かかる『自治制』は納屋頭による坑夫の生活管理に代る資本による労務管理の一端をなす生活管理の遂行組織、坑夫の「不平を聞くべき機関[18]」だったのである。

このことは、「彼の米暴動に際して高島炭礦が平穏無事だったのは団組長制度であったからで、坑夫間の不平は時々刻々組長会議によって会社は聴取するを得て常に其施設を行ったから大事にいたらなかった[19]」という指摘によって端的に裏付けられるであろう。以上が納屋制度に代る直接資本によを労働者の生活管理の展開である。

(1) 「事務長日誌」、五六頁。
(2) 『三菱社誌』、明治三〇年度、二〇一頁。
(3) 前掲「古老回顧談」。
(4) 同上。
(5) 同上。この点は後にもう一度ふれる。
(6) 同上。
(7) 大正一四年の福岡鉱山監督局から高島炭坑への通達を参照。後出。
(8) 『鉱夫待遇事例』、八四頁。
(9) 『鉱夫調査概要』、三三五頁。
(10) 前掲「諸調査表」。
(11) 古老の話によれば、大正期においても鉱夫の「借金」はあったようであるが、すでに前項でみたように従来のような債務とは違っている点を見誤ってはならない。しかも「借金」のあるところには、緊縛も生れるのであって、古老の話によれば借金坑夫は、島を出ることは認められなかったようである。いわゆる「ケツワリ」(債務の踏倒し)を資本が恐れたからである。この点もそれ自体納屋制度の残存を意味するものではない。
(12) 元「直轄納屋」の管理人をしていた古老は「博打は黒田納屋では禁止した。借金の出来る原因は博打にあるからだ」と述べている。前掲「古老回顧談」。
(13) 古老によると大正二年には「『付飯舎』は高島だけでも二十軒ほどあった。大正十二年には四十軒ほどあった」という。古老の一人黒田氏は、大正二年三月三日に「鳥取県米子に於て募集にひっかかり、十九日に入籍し」、五年後「二九才の時納屋をはじめた」という。前掲資料。このように比較的簡単に「納屋頭」になれたように思われる。
(14) 世話役制度については、大山「鉱山労働と親方制度」、隅谷「納屋制度の成立と崩壊」参照。しかし私は両氏の見解に必ずしも納得できないが、今は深く立入らない。
(15) 里見敬二、清宮一郎『日本炭砿行脚』(大正八年刊)、一二〇頁。
この組織は、大正五年には「戸主会」として組織され、同年十二月に初の会合を開いている。高島取締係調査『高島炭

坑状況一班』（大正五年十二月）、参照。大正十一年に戸主会は「親和会」として発展し、会則を定めている。その一部を列挙する。

「第一条、本会ハ高島砿業所親会ト称シ高島砿業所在籍鉱夫ヲ以テ組ス

第二条、本会ハ主トシテ経営者ト意志ノ疎通ヲ計リ協調ノ実ヲ挙ケ会員間ノ親和、共済、身神ノ修養、能率並福祉ノ増進ニ資スルコト以テ目的トス

第四条　本会ハ各支部ニ左ノ役員ヲ置ク

一　総代　甲種鉱夫　一名
　　乙種鉱夫　三名
二　団長　甲　二名
　　乙　三名
三　組長　甲　五乃至十名
　　乙　同

本部役員ハ各支部総代及び団長ヲ以テ之ニ充テ会議ニ依リ会務ヲ総括ス

第六条、総代ハ満五ケ年以上勤続、満二十五才以上ノ会員中ヨリ団長並組長之ヲ選挙ス

団長ハ満三年以上勤続、二十五才以上ノ会員ヨリ組長ヲ選挙ス。

組長ハ満一ケ年以上勤続セル満二十五才以上ノ会員ヨリ六ケ月以上当所ニ勤続セル満二十才以上の会員之ヲ選挙ス」

（同上資料）尚、「甲種鉱夫ハ……日給」鉱夫であり、「乙種鉱夫……ハ出来高払」鉱夫のことである。

(16)『日本炭砿行脚』、一一一七頁。
(17)同上、一一一七頁。
(18)同上、一一一七頁。
(19)同上、一一一七頁。

(4)　納屋制度の「復活・存続」説について

以上のように、高島炭坑における納屋制度は基本的に明治三〇年をもって消滅したと言えよう。しかし、だからといって、納屋制度の一部が復活したり残続したりしないとは断言できない。したがって、この点について若干検討しておきたい。

すでに指摘したように、納屋制度を「親方制度」として把える大山敷太郎氏は、高島炭坑において、明治三〇年以後の納屋制度の復活、存続を強調している。すなわち大山氏は「大正の末年において、いわゆる納屋頭（親方）制度がまだ活きて存在していた」[1]と主張し、「高島炭坑においては納屋頭（親方）制度が徹底しており、形態としては世話後制度その他変遷しながらも実質的にはなお遅く、多分昭和一六年ごろまでは残存していた」[2]という古老の主張を肯定的にとらえている。

しかしこの大山氏の主張には二つの問題がある。第一に、大山氏は、納屋制度を、親方制度とみ、私の主張するような本来の納屋制度のみを意味していないということである。したがって、大山氏にとっては炭坑における親方子方的関係のある生産諸関係は、すべて納屋制度と把握されてしまうのである。そうした意味で大山氏の納屋制度存続説は、それなりに筋が通っているが、納屋制度の本質認識に関する限り肯定しがたい。すでに第二論文で分析したように、典型的な納屋制度の本質は、鉱夫の募集、労働の指揮、労働者の生活管理の納屋頭による統一的な請負という点にあり、しかもそれは、親方制度的形態をもちつつ、資本とワンセットとなり、資本主義的な生産関係の特殊な形態をなしているということである。今大山氏の納屋制度論を全面的に批判的に考察するつもりはないが、[3]少なくとも大山氏は典型的な納屋制度の本質認識を回避して、納屋制度を親方制度に矮小化してしまっていると指摘しておきたい。

かくして、大山氏による高島炭坑における納屋制度の存続は本来の納屋制度の存続ではなく、親方制度の存続で

あり、納屋制度の形骸の残存であるにすぎない。

第二に、氏の納屋制度の存続の実証が問題である。大山氏は、明治三〇年以後の納屋制度の存続を実証するために五つの根拠を挙げている。第一点は香春炭坑で直轄制への移行後、納屋制度の復活があったことをあげているが、これは納屋制度復活の一般的可能性を主張しているにすぎず問題にならない。第二点は、明治三〇年一二月に「端島炭坑納屋頭其ノ他ニ対スル貸金五千四百九拾参円余取立ノ見込ナキヲ以テ切捨ヲ認許ス」[4]という『三菱社誌』の記録をもって、高島炭坑の支坑である端島坑の納屋制度の存続を主張する。しかし、当時の資料は端島坑での納屋制度の存続を主張[5]していないのであり、明治三〇年七月に端島坑でも納屋制度が廃止されたか、少なくとも明治末までには廃止されたもの、と考えられる。右の資料は結局、解雇した納屋頭から貸金の取立を放棄したことを示すのではなかろうか。

この点とは別個に大山氏は、明治三〇年以後の『三菱社誌』の記事に「小頭」[6]という名称を見出し納屋制度存在の根拠の一つとしている。大山氏にとっては「小頭」の名称は、親方制度の存在を実証するかに思われるのであろうが、『筑豊炭礦誌』をみればわかるように、直轄雇用の機械職工の職制の名称としても使われているのであって[7]、納屋頭―小頭―人繰ラインの小頭をさすだけではない。

第三点は、すでにみたように「坑夫周旋人」「坑夫募集周旋人」をもって「納屋制度」の存在[8]と同一視する。しかし「周旋人」をもって納屋制度とみるのは無理である。もし「直轄納屋」頭が「坑夫周旋人」を兼ねれば、それなりに「納屋制度」の機能の残存を主張[9]できるが、大山氏はなんらその点を実証していない。高島炭坑の場合は「坑夫周旋人」は地方に存住していたのであり、直轄納屋頭とは別個の存在だったのである。

この問題と並べて大山氏は「人夫請負人」（大正元年）の存在をもって納屋制度の残存を主張しているが、この

点は一応正当な根拠でないこともない。

『三菱社誌』によれば事実明治三一年一〇月以後も「定請負人夫」[10]の存在が認められている。しかし高島炭坑で「人夫」という場合は原則として鉱夫や坑夫から区別された職種の労働者をさし、主として、土木工事や、営繕の人夫をさしていた。しかも古老の話によると、大正年間に「営繕では所謂職人が一〇〇人も居り棟領制をしいていた。この職人が日給となったのは大分後の事である」[11]。因みに、この一〇〇人もいた営繕人夫は、実は大正初めから行われ七年に完成した二子島と高島本島との接陸工事[12]のために臨時的に増大した土木人夫にほかならない。その限りで営繕部門で棟領請負制が残存していたとの主張は正しいし、恐らくこの部門では納屋制度が残存していたとみてよいであろう。しかし、この営繕は、きわめて不規則的な土木工事に動員され人夫の必要数も変動が大きかったから、請負制＝納屋制度形態をとることが合理的であったにちがいない。しかし厳密にいえば彼らは本来の採炭機構に必要な鉱夫ではなく、納屋制度は本来の炭坑部門には存在しなかったとみてよいのではなかろうか。

第四点は、大山氏は大正一四年一二月に、福岡鉱山監督局長から高島炭坑への通達のなかに「鉱夫賃金ハ納屋坑夫ニアリテハ納屋頭ニ、直轄鉱夫ニ対スル賃金ハ役員ニ支払ヒ居レリ。右ハ飯場制度の現状ヨリ斯ク取扱ヒ居レルモノト推知スルモ、賃金ハ今後必ズ鉱夫本人ニ支払ヲ及スコト」[13]を見出し、納屋制度の存続を強調している。

しかし私はこの監督局の通達にある「納屋坑夫」の存在から本来の納屋制度の存続を主張するのは早計だと考える。その理由は、この「納屋坑夫」とは「直轄納屋」の単身者のことだったからである。古老の話にある「大正末年から昭和初年」に「直轄納屋」の名称が「合宿」に改められたというのは、丁度この監督局の通達に従ってのことだったのである。だから「納屋坑夫」とは「直轄納屋」坑夫にほかならない。確かにすでに指摘したように「直轄納屋」では、賃金が「納屋頭」を通じて支払われていたのだが、ここでの「納屋頭」は本来の納屋頭でなく「世

話方」にすぎない。

福岡鉱山監督局は、「直轄納屋」で賃金がいわゆる通称の「納屋頭」から支払われている事実から、「直轄納屋」を本来の納屋制度と混同しているのである。しかも「直轄納屋」を「飯場制度」として把えているが、官庁文献では、『鉱夫調査概要』が指摘していように、「所謂飯場ナル名称ハ制度ニアラズシテ単ニ独身鉱夫ヲ収容スル寄宿舎ノ称呼ニ過キサルモノトス」[14]ることもあったのである。

したがって、われわれは、監督局の通達を無批判的に、文字通り信用し、事態の本質認識を誤ってはならないであろう。

もっとも、端島坑においては、昭和四年に「馬丁を直轄鉱夫トスル」ことと「井西信市配下人夫ハ無条件ニテ之ヲ直轄坑夫ニ編入スル」[15]とあり、端島坑ではごく一部にしかも一般の坑夫でなく、馬丁や人夫という特殊な職種に本来的な納屋制度が残っていたかもしれない。この限りで、大山氏の主張は肯定されるにすぎない。

第五点は、「高島炭坑においては納屋頭（親方）制度が徹底しており、形態としては世話役制度その他変遷しながらも実質的にはなお遅く、多分昭和一六年ごろまで残存していた」との「古老の言」[16]である。しかしすでに指摘したように、「納屋頭」の呼称あるいは親方制の存在をもって本来の納屋制度の存在を主張することはできないのである。

以上、大山氏の見解を中心に、高島炭坑における納屋制度の存続、残存の有無を検討してきたのであるが、炭坑本来の労働部門では明治三〇年をもって本来の納屋制度は基本的に消滅していったとみてさしつかえないのではないだろうか。いわゆる「直轄納屋」も、旧来の納屋制度の機能を遂行した程度に応じて、納屋制度の過渡的解体形態、あるいは残存形態といえるが、高島炭坑においては、そうした著しい事実を実証することはできなかった。そ

の限りで、しばしば他の炭坑において、主として単身者坑夫を中心に「飯場制度」として本来の納屋制度が部分的に存在したり、著しく本来の納屋制度の形態を残存させりしたのとは違って、高島炭坑での納屋制度の解体はかなり一挙的であったように思われる。

とはいえ、ごく一部に特に営繕部門では請負制度が昭和初期まで残存し、そこに本来の納屋制度が残存していたように思われるが、本来の炭坑労働部門でなかった点が留意されなければならない。したがって、大山氏の如く、明治三〇年後「いくばくもなく納屋頭（親方）制度」が「復活」[17]をみたと主張するのは、過大評価であり、事実認識においても不当であるといわなければならない。

(1) 大山『鉱業労働と親方制度』、一七一—二頁。
(2) 同上、三一頁。
(3) 本稿は、あくまで高島炭坑における納屋制度の史的分析であって、ここから直ちに納屋制度一般を論じるつもりはない。したがって納屋制度論一般についてはもう少し個別分析をふまえたうえで論じたい。
(4) 前掲書、一七一頁。但し大山氏はこの資料の出典が『三菱社誌』であることを示していない。
(5) 『鉱夫待遇事例』、『鉱夫調査概要』高野江『日本炭砿誌』参照。
(6) 大山前掲書、一七一頁。
(7) 例えば『筑豊炭砿誌』の鯰田炭坑の雇員の職種区分をみよ。四四九頁。
(8) 大山前掲書、一七一頁。
(0) 大山氏は、昭和初期の某炭坑の「周旋人」が「納屋頭」と同一人物であったと主張しているが、たとえ本来の納屋制度における納屋頭と周旋人とが同一人物であったとしても、高島炭坑ではそうした事実は存在しなかった、と言わねばならない。
(10) 『三菱社誌』明治三一年度、二八三頁。
(11) 前掲「古老回顧談」。

なおすぐ後にみるように端島坑では昭和四年に「人夫」の直轄化が行われているが、営繕部門の直轄化はこの頃かも知れない。

(12)　同上。
(13)　大山前掲書、一七一頁。
(14)　『鉱夫調査概要』、一八九頁。
(15)　「高島砿業所例規」(『高島炭砿文書』より)、参照。
(16)　「古老回顧談」。
(17)　大山前掲書、一七二頁。

あとがき

以上で『高島炭坑における納屋制度の史的分析』を終えることにしたい。以上の分析によって、従来全く明らかにされなかった高島炭坑における納屋制度の歴史的な発展過程と構造が一応解明されたと思う。

この分析によって、従来主張されていた高島炭坑の納屋制度及び納屋制度一般に関するいくつかの説、命題は、再検討乃至修正をせまられたと確信する。しかし本論では、高島炭坑に関連する問題以外については、ほとんど言及しなかった。というのは、私の分析の中心はあくまで高島炭坑の納屋制度の個別分析であって、まだ納屋制度一般についての綜合的な研究ではないからである。その限りで私の納屋制度に関する一般的な見解は、充分に実証されていない仮説にすぎない。納屋制度一般についての研究は、今後更に我が国の典型的な地方、諸炭坑における納屋制度のいくつかの個別分析、更に外国の類似の制度との比較史的研究をふまえて進めていきたいと考えている。

その際に改めて納屋制度一般に関する諸見解(例えば山田盛太郎、大山敷太郎、馬場克三、隅谷三喜男の諸氏)

についての批判的検討を行うことにしたい。

なお、前二論文は、発表後すでに四、五年を経過しており、本稿と論文の記述法や理論的な点にいたるまで、ニュアンスの違いやずれがでてきているが、本稿では逐一ふれなかった。別の機会に統一修正を期したい。しかし、次の三点についてのみ訂正しておきたい。

一、第一論文　六五頁の一二行目の「竪坪方日雇之者共」という資料中の「竪坪」を小頭の姓名と間違えたが「竪坪」とは竪坑のことである。

一、第二論文、一四頁の注④　松林公次郎を根拠なしに松林源蔵としたが、彼は実は源蔵（明治八年没）の次男である（『松林公留君略伝』参照）。

一、第二論文、四三頁の五行目、レーニンの「債務奴隷制」云々の、「債務奴隷制」は、レーニンのロシア語では Кабала (Ленин соч 3 (издание, 4) С, 389.) あり、レーニンの真意は「債務労働制」とすべきで「債務奴隷制」は誤訳である旨の見解（日南田静真）があるので、筆者のレーニン批判は、誤訳者批判であるとする筆宝康之氏の批判を入れてさしあたって撤回しておく。